

水産政策審議会資源管理分科会

第143回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第143回資源管理分科会

議事次第

日 時：令和8年2月20日（金）13:30～19:09

場 所：A P赤坂グリーンクロス

（東京都港区赤坂2丁目4番6号赤坂グリーンクロス4階）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

- 諮問第 496 号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則の変更、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、まさば及びごまさば対馬暖流系群並びにぶりの別紙2の変更、すけとうだら日本海北部系群の別紙4の変更等）について
- 諮問第 497 号 特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について
- 諮問第 498 号 特定水産資源（まさば及びごまさば対馬暖流系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の変更及び特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について
- 諮問第 499 号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和8年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について
- 諮問第 500 号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について
- 諮問第 501 号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令案について

【協議事項】

- ・ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令案について

【報告事項】

- ・ 太平洋クロマグロの資源管理について
- ・ 国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○漁獲監理官 予定の時刻となりましたので、ただいまから第143回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、事務的な御案内をさせていただきます。

会場で御参加の皆様におかれましては、発言の際には事務局でマイクをお持ちいただきますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてください。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にありますチャット機能などで事務局にお知らせください。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中9名の方に御出席いただいております、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員はウェブ出席を含めまして13名全員の方に御出席いただいております。

最後に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料ですけれども、まず、議事次第がございます。次に資料の一覧がございます。資料の一覧に沿って資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

資料1が資源管理分科会委員・特別委員の名簿。資料2が諮問第496号の資料になります。次に資料3が諮問第497号の資料になります。次に資料4が諮問第498号の資料になります。続きまして資料5-1が諮問第496号関係のくろまぐろ（大型魚）の説明資料になります。次の資料5-2が諮問第496号、諮問第497号関係のすけとうだら太平洋系群の説明資料になります。資料5-3が諮問第496号、諮問第497号関係のすけとうだら日本海北部系群の説明資料になります。次に資料5-4ですけれども、諮問第496号、諮問第497号関係のすけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡の説明資料になります。資料5-5が諮問第496号、諮問第497号関係のぶりの説明資料になります。資料5-6が諮問第497号関係のかたくちいわし瀬戸内海系群の説明資料になります。資料5-7ですが、諮問第496号、諮問第498号関係のまさば及びごまさば対馬暖流系群の説明資料になります。

資料 5 - 8 が諮問第 498 号関係のまさば及びごまさば太平洋系群の説明資料になります。資料 5 - 9 が諮問第 496 号、諮問第 497 号関係のするめいかの説明資料になります。資料 5 - 10 が諮問第 497 号関係のみなみまぐろの説明資料になります。次に資料 6 が諮問第 499 号関係の資料になります。資料 7 - 1 及び 7 - 2 が諮問第 500 号関係の資料になります。資料 8 - 1 及び資料 8 - 2 が諮問第 501 号関係の資料になります。資料 9 - 1 及び 9 - 2 が漁業法及び流通適正化法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令案の資料になります。資料 10 - 1、10 - 2、10 - 3 がくろまぐろ関係の資料になります。資料 11 が国の留保からの配分等についての資料になります。

資料に不備がございましたら事務局の方にお申出をお願いします。

それでは、報道関係のカメラにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(報道関係者 退出)

○漁獲監理官 それでは、議事の進行を山川分科会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様御多用のところお集まりくださいます、ありがとうございます。本日も非常に多くの資料がございます。議事進行へよろしく御協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

では、座って議事を進行させていただきます。

本日は諮問事項が 6 件、協議事項が 1 件、報告事項が 2 件でございます。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第 10 条第 1 項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは諮問事項に入ります。

なお、水産庁側の出席者の都合によりまして、番号を前後して取り扱うことといたします。

初めに、諮問第 499 号について、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の柿沼でございます。

都合により、先に説明させていただきます。御配慮ありがとうございます。

それでは諮問文につきましては、資料の 6 のとおりでございますので、読み上げは省略

をさせていただきます。

内容につきましては、水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和8年度の溯河性魚類のうち、さけ及びますの個体群維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画についてです。

それでは説明をさせていただきます。

1枚めくっていただき3ページを御覧ください。

こちら令和8年度の溯河性魚類のうち、さけ及びますの個体群維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画案でございます。

放流河川につきましては、斜里川から遊楽部川、11河川ございます。

放流数につきましては、サケ、カラフトマス、サクラマス、合わせまして合計で1億3,200万尾となっております。

河川ごとの内訳につきましては、この資料に記載のとおりでございますので御覧いただければと思います。

続きまして参考資料の1でございます。

こちらにつきましては、水産研究・教育機構が行うさけ及びますの個体群維持のための人工ふ化放流でございますけれども、遺伝的多様性ですとか資源状態を把握するために、ふ化放流につきましては、農林水産大臣が定める計画に従って水産研究・教育機構が実施するというようにされております。

このふ化放流に当たりましては、地域固有の個体群の特性が維持される主な河川において行われており、漁業の対象となりにくい早期それから後期の回帰群も含めましてふ化放流を行うというふうにされております。なるべく自然産卵に近い形で再生産が行われるように配慮されているものでございます。また、全ての放流魚につきましては、耳石に温度標識というものをつけておりまして、放流サイズごと、また放流時期ごとの回帰状況などが調査できるという形になっております。

続きまして資料2の方を御覧ください。

こちらの方は、令和7年度全国さけ・ますふ化放流計画の全体でございます。

こちらの方は後ほど御参照いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

私の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたし

ます。

○川原特別委員 ありがとうございます。川原でございます。

御説明ありがとうございました。

今の御説明の中で、耳石温度標識をつけて放流サイズごと、放流時ごとの回帰状況などを調査されているというお話でしたけれども、この耳石の温度標識というのはどんな感じなんでしょうか。お魚につけるといって、どちらかといくとアーカイブ・タグみたいな、あんなものをイメージするんですが、耳石といくとどれぐらいの大きさでどんなものなのかなと思った次第です。お教えいただければと思います。

○栽培養殖課長 ありがとうございます。これは卵の段階で温度を調整して上げ下げすると、ちょうど木の年輪みたいに、耳石は御存じだと思いますけれども、その中に年輪みたいに輪ができますので、温度の刺激によってそういったものができます。そういったものを河川ごととか、放流するふ化施設ごとにどういったマークをするかというのを決めておきまして、その温度の上げ下げで刺激を与えて耳石のマーキングをするという形になっております。

○川原特別委員 ありがとうございます。

そうしますと機械というよりは、その耳石に結果が出てくるということなんですね。

○栽培養殖課長 はい、物理的に何か魚につけるといってのものではなくて、魚の耳石の方に刺激を与えてマーキングするというものになっております。

○川原特別委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○日吉特別委員 説明ありがとうございました。

ちょっとお聞きしたかったんですけども、これは水研の方でやるふ化事業ということで、本来、定置漁業者は水揚げ額の8%を拠出してふ化事業をやっていると思うんですけど、そっちの方のふ化事業はこれには入っていないということによろしいですか。

○栽培養殖課長 これはあくまでも水産研究・教育機構が行うものでございまして、日吉委員御指摘のとおり、民間のふ化放流で行っているのは別でなっております、この中には入っておりません。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。

すみません、この議論と直接的な話じゃないかもしれないんですけども、我々三陸の方でも、さけ・ますというのはすごい重要な水産資源で、それが年々減ってきているという中で、人工ふ化放流についての限界というか、本当にそれが一番いいのかみたいな議論ってというのは結構出てきていると思うんですよ。決してふ化放流自体を否定しているわけじゃないんですけども、やっぱりその効果って限定的なのかなと思うと、そもそもの河川環境の保全だとか、そういったところも同時に進めていただけるとうれしいなと思っています。コメントです。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

○中島特別委員 ありがとうございます。

最近、さけの放流について、河川から海面に出た時点で、餌となるプランクトンがないというような話をよく新聞報道なんかで見るとは思いますが、その辺についての研究、それから今後の対策、そういったものがございましたら御教示いただきたいと思います。

○栽培養殖課長 ありがとうございます。

まず津田委員から今お話のありましたとおりでございまして、それも踏まえましていろいろと対応していきたいと思っております。

また中島委員から今御質問あった件でございすけれども、御指摘のとおり海洋環境の変化、特に温暖化によって適正の時期が短くなるというところ、放流した後しばらくは川、それから沿岸で生息しますけれども、その適正な水温の期間が非常に短くなるということとございまして、また餌の組成も変わってきているというところ、そういったところが影響して、この回帰率が下がってきているというようなことが指摘をされておるところでございす。

そういった状況を踏まえまして、なるべく本来であれば大きくなって北の海の方に泳ぎ出すんですけども、そうならないうちに棲めなくなってしまうというところが今の状況かというふうに推測されておりますので、極力この放流段階で大きくして、遊泳力を持たせて泳いでいけるような形をできないかというところで、なるべく大型の種苗をつくる、これ放流時期も限られますので短期間で大きくする、そういったところを、今、技術開発をしておりまして、また効果というところを耳石温度標識をつけておりますので、どこの河川でどういったサイズで放流するということは把握しておりますので、その効果というところも検証する、そういったところを今取り組んでいるところでございす。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○前田特別委員 さけ・ますの放流の件とは違うんですけれども、放流の件でちょっと言っておきたいんですけれども、25年ぐらい前に瀬戸内の方のサワラとか全然いなくなってきたりまして、そのときに放流することによってサワラ資源がかなり増えていたんですけれども、最近はまだ水温の変化とかで日本海側に入って、瀬戸内の方は減っているというのもあるんで、またサワラの放流とかやってほしいなというのもあるんですけれども。

自分の漁協でも、タイとかヒラメとかオコゼとか、いろんな魚種を放流しているんですけれども、やっぱり放流している魚については、水揚げ量が横ばいで減っていないんですが、やっぱりほかの魚についてはかなり減ってきています。放流の効果というのもあると思うんで、TACって魚を獲らずして資源を増やそうという形の守りの漁業と思うんですけれども、そうやなしに放流とか、また海づくり、山づくり、川づくりとか、海をつくりながらもっと魚を増やしていくというような、そういった攻めの漁業を水産庁の方で取り組んでほしいなというふうに思っております。

○山川分科会長 御意見いただいたということですのでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○笹木特別委員 全日本釣り団体協議会の笹木と申します。

今放流の予定という形で頂いているんですけれども、昨今、回帰する魚が極端に少ないということで、これの種苗というのは確実にこれだけの種苗を確保することはできるんでしょうか。一応この1億3,200万尾の予定は出ているんですけれども、これは内水面のことで全然こういったあれではないんですけれども、中禅寺湖なんかだとヒメマスをやはり稚魚を放流している。上がってきた親の魚を獲って種苗放流しているんですけれども、その親がほとんど帰ってこない。予定どおりの数量が実際には出せていない状態というのが出ていて。実際、今、北海道の回帰の魚の数とか聞いていると、とんでもなく少ない数しか戻ってこない。そうすると、この親魚から取る卵の数量というのは、確実にこれだけの数を確保することは、今、可能なんでしょうか。

○栽培養殖課長 今の御質問でございますけれども、確かに御指摘のとおり、これだけサケの来遊、回帰率が下がってきますと、全ての河川において確保できているという状況ではなくて、去年につきましても一部の河川、例えば伊茶仁でありますとか、西別川、十勝川等々におきましては、この計画どおり達成できなかったということが実はございます。今もお話ししましたとおり、大型の種苗をつくるというところで回帰率の向上に努めておりますけれども、そういった状況を踏まえまして、なるべく確保できるようにしていきたい

いというふうに思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 内水面、渡部です。

今の議論の中で、これはさけ・ますの放流事業の紹介なんですけれども、川と海と行き来する魚というのは結構多いわけで、そこの漁場を我々が管理したり、またそれを使って採捕とかいうことをやっておるわけなんですけれども、今、ずっと国が力入れてきて、分収造林という事業は、何でこういうことをやるかいうたら、やっぱりそれは川を伝って海に、きっちりと森林を整備することによって、やっぱりその影響が出てくるんだということで、いいことやということでずっともう戦後ある時期からやられとったわけですね。お金もかなりそこに突っ込んできたわけですね。個人の森林にも国がお金を出してきたと。県単位でいうと、大概の都道府県で緑税みたいなもんがあって、それを森林の整備に使うと。森林ばかりやないかというような議論の中で、いやいや、河川がよくなり、そしてまた海もよくなるんですよというようなことを言ってきたわけなんです。

5年ぐらい前からなんですけれども、徴収は一昨年ぐらいからなんですけれども、森林環境税というのが出ましてね。森林環境税、それもやっぱり森林に皆さん方から、個人だったら1,000円ずつもらって、それを森林の整備に充てていこうと。また森林ですか。いやいや、これはまた河川の整備もあり、また海にもいい魚が獲れるようにということなんですよということをずっとやってきたんです。

我々も団体として、直接、今日の説明から外れるかも分かりませんが、この河川を整備していくとか、河川に影響あるような事業というものについて、森林環境譲与税を使わしてくださいというようなことをずっと求めてきたんです。会としても求めてきて、所管は水産庁の隣でいいか分からないけれども、林野庁の治山課なんです。

治山課の課長さんにお会いして、いろいろなことを話をした中で、それはやっぱりもとの趣旨から言うと幅広くお使いいただいて結構なものです。ただ、いざ何か河川の整備とか、海につながるような何か森と関係あるようなこととかいうことになってきたら、それは、事業自体は自治体がやるんで、国としてはこういうのに使いなさい、ああいうのに使いなさいということは積極的には言えないんですよということを言うんです。

ある意味、逃げかなと思うんですけれども、我々にとつたらいい方向には来ていると思います。こういう、例えば水産業全体のことを考えて、今まで森林に対してかなり

お金がやっぱり突っ込んでこられて、我々の税金もそこにたくさん使ってきたわけで。やっぱりその目的というのは河川の整備だとか、それとか海に魚がたくさん獲れるようにとかいうようなことでお金が使われてきたということでありまして、もうちょっと視点を変えて、河川とか、また海に通じるような何か森林の栄養を流す、そういうようなことにもっともっと水産庁として、林野庁も絡むんですけれども、是非、そういう方向を見て力を注いでいていただきたいなと思います。

税源は別のところにあるんで、なかなかどうか分かりませんが、何かコメントあったらちょっと柿沼さん、ちょっとまた言っていただけますか。もう是非、やってくれとか何とか、いいことやとか、お願いします。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○栽培養殖課長 コメントとして述べさせていただきます。

内水面の担当もやっておりましたので、特に今、海の状況、ノリとかカキの状況とかを見ていきますと、栄養塩が非常に足りないというところは正に御指摘のとおりで、そこはやはり川からの供給というのが非常に大きいというふうには感じているところでもあります。

ですので、海だけではなくて、そういった川、それから山もしっかりつながっているところを意識していくというところで、これは今の立場で答えるというわけじゃありませんけど、基本的にはやっぱりそういった連動というのは大事ですし、当然、そういったところで海の方にも非常につながっているところを意識していきながら、海の方も山の方にも目を向ける、そういったところは非常に大事だというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 ありがとうございます。

今回、その放流の数ということで諮問事項になっていると思うんですけれども、例えばほかの魚種の資源ですと、何か一定の指標があって、それより多いから少し漁獲圧を下げようとか、そういう管理の仕方かなと思うんですけど、このサケに関しては、ふ化放流の計画を立てる際にどういったものを指標にして、どれくらいより上だったら放流数を増やそうとか、そういった何か手続の決まりのようなものはあるのでしょうか。

○山川分科会長 柿沼課長いかがでしょうか。

○栽培養殖課長 サケにつきましては、今の川の話も出ましたけれども、ふ化放流をしないと資源が維持できないというところがございますので、資源を維持する、その資源を維持というのは、先ほど申しました個体群の保全というところですね、そういったところも

観点に含めまして、資源を維持するために必要な放流尾数というところで、この尾数を定めているというところがございます。

○高橋委員 すみません、追加でよろしいですか。

その資源の維持というのは、例えば漁獲量の傾向とかをずっと変わらないようにするとか、そういった何か具体的なものがあるのでしょうか。

○栽培養殖課長 そのこのところは、河川によって確保できないところもありましたけれども、どれだけ回帰してくるかというところをモニタリングしておりますので、そういったところの観点から、どれだけ放流するかというところを定めているというところがございます。ただ、なかなか今、環境が大きく変わってきておりますので、これまでの知見のとおり、それから計画を立てたとおり確保できないという実態も生じておりますけれども、基本的な考え方といたしましては、継続してこれだけ放流すればこれだけ確保できる、帰ってくるという前提で確保できるという、そういった仮説の下に定めているというものでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。概要は理解できたかなと思います。

まず、そのモニタリングする指標もあるということなので、今後、例えば回帰率が高くなるように少し大きくしてから放流するというような対策もやられているようなので、今後はそういったモニタリングとそういった対策というところがうまく連動して回っていくといいなというふうに思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

では、特になければ、本件につきましては原案どおり承認していただいたということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に御異議ないようですので、そのように決定いたします。

では次に、諮問第496号、諮問第497号、諮問第498号を一括して取り上げます。

それでは、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。皆様、今年もどうぞよろしく願いいたします。

諮問文につきましては資料2、資料3及び資料4のとおりでございますので、読み上げは従前の慣例に則りまして省略させていただきます。

内容は資源管理基本方針の一部変更やTACの設定・配分等についてです。

それぞれの資源で、諮問の内容が異なりますので、資源ごとに説明させていただきます。

なお、資源管理基本方針の一部変更の案につきましては、くろまぐろ（大型魚）については令和7年11月18日から12月17日まで、それ以外の資源については本年1月20日から2月18日までパブリック・コメント手続を実施したところ、合計139件の意見を頂いております。

それでは最初に、くろまぐろ（大型魚）に関する資源管理基本方針の一部変更について説明を行います。

資料5-1をよろしく願いたします。

くろまぐろ（大型魚）における漁獲量等の報告期限の変更等についてです。

背景です。

我が国では、くろまぐろ（大型魚）を漁業法第11条第2項第3号に基づく特定水産資源に指定し、TACによる管理を行っています。

そのような状況において、令和4年にTAC管理の基礎となる漁獲量等の報告義務に違反したくろまぐろ（大型魚）が流通する事案が発生し、再発防止や管理強化を図ることが急務になったところでした。このため、特定水産資源のうち国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを「特別管理特定水産資源」として定め、個体数の報告や船舶等の名称等の記録の作成保存を義務づける漁業法の改正を行ったところでした。あわせて、漁業法の施行規則において、くろまぐろ（大型魚）を「特別管理特定水産資源」として指定し、漁獲量等の報告期限を陸揚げ日から3日以内とする。ただし、資源の特性とかその資源の採捕の実態等を勘案して、これによることが適当でないとするものについては、資源管理基本方針等に定める期間とする等の改正を行い、令和7年5月30日に公布したところでした。

改正の内容です。

この規定が令和8年4月1日から施行されることから、これと異なる内容となっている現行のくろまぐろ（大型魚）の資源管理方針の規定について、整合性が確保されるように変更を行うものです。

大臣管理区分ごとの変更の説明に入ります。

大中型まき網漁業にあって漁獲量の総量管理を行う大臣管理区分においては、現在は陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までに報告することになっています。こちらを

陸揚げした日から3日以内へと変更するものです。

かつお・まぐろ漁業にあつて漁獲量の総量の管理を行う大臣管理区分。このうち総トン数200トン未満の動力漁船で、漁法は釣りによって行うものについては、現在では10日ごとの期間に採捕した数量を、この期間の終了した日から10日以内に出すということになっています。こちらを陸揚げした日から3日に、※1にありますとおり、陸揚げ前に採捕に係る暫定的な報告を水産庁長官に報告している場合にあつては5日以内に短縮します。

次のページに移ります。

かつお・まぐろ漁業にあつて漁獲量の総量の管理を行う大臣管理区分のうち総トン数が200トン以上の動力漁船で釣りによって行うもの及び総トン数150トン以上の動力漁船で浮きはえ縄を使用して行うものについては、10日ごとの期間に採捕した数量を、当該期間の終了日から10日以内とする現行の期限を陸揚げした日から3日以内としてしまうと、航海の日数との関係から、逆に報告の即時性が失われることになってしまいますので、変更なしとします。

続きましては、大中型まき網漁業であつてI Q管理を行う大臣管理区分です。こちらは既に陸揚げした日から3日以内が報告期限となっていますので、変更はありません。

かつお・まぐろ漁業にあつてI Q管理を行う大臣管理区分です。こちらでも現時点で報告期限は陸揚げした日から3日以内、陸揚げ前に採捕による暫定的な報告を水産庁長官に報告している場合にあつては5日以内となっていますので、変更はありません。

最後がかじき等流し網漁業等です。こちらでもI Q管理の下、陸揚げした日から3日以内が現行の報告期限ですので、変更はありません。

ただいま説明しました変更の案につきましては、パブリック・コメント手続において本件に直接関連する御意見等の提出はありませんでした。

最後に、軽微な変更が今後生じた場合には、分科会長御了解の上、修正をしたいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

事務局の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○日吉特別委員 直接これに関係するものじゃありませんけれども、今日はマグロの話はこれだけだったんで、ちょっと今の海の漁模様のことをお知らせしたいと思います。

非常に多いです。今度は30キロ未満じゃなくて、大型も多いです。私の相模湾でも隣の定置では150キロ、200キロを100匹以上逃がしている。私のところも逃がすとか、そういうことがもう普通に行われているようになりました。いいことだとは思いますが、13年前にもここで言わせてもらっていますが、相当無理して業者も水産庁のその当時の担当の方も、無理してこれを導入して、こっただけ増えた。それも大型が、私なんかもう本当に相模湾というか、東京湾みたいなもの、東京のお膝元みたいな、そんなところでも大型ものがばんばん跳ねてたり、そういうことがもう起きています。多分、研究者が想像している以上に増えていると思っております。

定置のことを言えば、日々放流しながら漁をしているわけですがけれども、そのことも水産庁においては重く受け止めてもらって、せっかくちょっと我慢したら資源はこっただけ増えたということ、やっぱりこの席でも。私は余談ですけど、その当時は私も含めて沿岸の漁業者は相当反対で相当なことをしました。これは俺たちじゃないよと、原因は俺たちのせいじゃないということも再三言って、でも起きるようなことがあった。でも今考えると、無理して私たちも頑張った、ほかの漁業の沖合の人も頑張った。それでこっただけ増えたということは、やっぱり肝に銘じなきゃいけないと思います、成功事例を。

ちょっと面白いのは、このマグロの成功事例、あんまり水産庁が言わないということは何だろうなど。資源管理をした成功事例があるじゃんか。確かに日本から言われたわけじゃなくて、アメリカとか外国から言われた圧力でした。中国やWCPFCという組織に言われて、無理くりやったかもしれません。でも、成功したことは事実。たった13年で、ここまで増えていることを水産庁はもっと言ってほしい。

ほかの管理のときだって言った方がいいよ。それは漁業者が分かるから。なぜかって、その目で見ているから。餌もなくなったまで言っているわけ、みんな。イカも食われたまで言っているじゃないですか、いろんな。マイワシも食われていると。サバまで食われているって言っていますよね、漁師が。そのときに、でもその他の魚種だって管理すれば増えるということが一番分かったんじゃないかな。

ということ、今日、直接、この議題とは関係ありませんけれども、クロマグロのことが出ていないので、日本中の定置で放流が起きています。野帳なんかにも、今回、放流事業についてそれなりに国が応援していただいているので、相当の数量が上がってくると思いますけど、それを見てもう一度検証していただければ幸いです。

ありがとうございます。

○山川分科会長 どうも状況の御説明と御意見ありがとうございました。

では、御意見いただいたということでよろしく願いいたします。

○藪田委員 日かつの藪田でございます。

くろまぐろの漁獲報告に関しまして、よりタイムリーな報告を目指してこのように変更を、さらに短い時間での報告をするということに関しては賛成でございます。ただ、遠洋に関しましては、実態に即して、引き続き漁獲成績報告書の日数に合わせた報告という形で、漁業者への負担も少ない形で御配慮いただきましてありがとうございます。

この時間を短くすることによって、報告が困難になるような状況というのはないと承知しておりますが、もしそういった場合には御協力を頂きながら、よりタイムリーで正確な報告ができるように進めていただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○資源管理推進室長 申し訳ございません。先ほど私の説明で一部漏れているところがありまして、資料の5ページを飛ばしてしまいました。

変更事項はもう一つございまして、「第9 その他の資源管理に関する重要事項」において、くろまぐろ（大型魚）が特別管理特定水産資源であることを明示しました。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

これはよろしいでしょうか。

ほかに御意見等ありましたら。

では、特にないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では次に、すけとうだら太平洋系群に関して、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料につきましては5-2をお願いいたします。

ここからの基本的な説明の流れといたしましては、TAC管理の基となる資源評価結果につきまして水産機構から説明を行った後、水産庁の方から資源管理基本方針の変更の案、

そこに基づいた令和8管理年度のTACの案及び配分案についての説明となります。

そうしましたら、すけどうだら太平洋系群の資源評価結果につきまして、水産機構の上田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構副部長 では、資源評価結果の御説明してまいります。

資料は今御覧になって、画面に映っている資料5-2-1です。資料は情報たくさんありますので、飛ばしながら進めさせていただきます。

まず今映っている1枚目は左下、漁獲量の推移を示しております。長期的には1980年代以降示しておりますが、船の数が減ってきたりといった事情もあって、長期的には減少傾向というところであります。

最近のところなんですけれども、2022年以降です。少なくなったところに、より減少が急激となっていて、ここにつきましては、資源はまだ割といるんですが、漁場形成があまりよくなかったりといったこともあって、資源の割に獲れないというような状況はここ3年ぐらいは続いているというところなんです。直近年の2024年漁期の漁獲量は4万6,000トンとなっております。

次、その右側、こちらはその漁獲量を年齢別に示したものであります。このような推移をしております。

次のページをお願いします。

こちらのページは、先ほどの漁獲量を年齢別に示したものを使って、コホート解析という方法で資源量を推定するんですけれども、先ほど少し申しましたように、資源がいるけれどもちょっと獲れない状況ということがもしあったりした場合に、そのまま資源量を推定すると、実際の資源量よりも少なく推定されてしまうおそれがあります。そういうことが起きないように、今ここにお示ししている三つの情報ですね。左側が沖合底びき網漁業から得られた資源量指標値、そして右上が調査船調査で得られた産卵親魚量の指標値、そして右の下が沿岸漁業の刺し網の操業日誌から求めたCPUと、資源量指標値、こういった3種類の資源量指標値を用いましてチューニングということをやって、資源量推定をより精度よくできるようなことをやっております。

次、お願いします。

そのようにして推定された資源量、加入量、親魚量が左側の図であります。

オレンジが資源量で、このように長期的には、やや最近以前よりは減ったように見えませんが、おおむね横ばいな推移をしております。

そしてグレーの線が加入量で、このような推移をしております、最近は割と高齢のものが多くというのもありまして、親魚量としては割と多い状態が変動しながらも続いておりました。

青線の加入量は非常に変動が大きくて、すけどうだら太平洋系群は、過去に何回か卓越年級群という同じ年に生まれた魚が非常に多いということが起こっておりますので、それらがあると資源が増えるというような推移をこれまではしております。

次、右側は、その資源量推定結果を年齢別に示したものを示しております。

次のページをお願いします。

今年、5年前にMSY等を推定して公表して、そこから5年間たったということで、このMSY等の管理基準値を5年ぶりに更新するということを、スケトウダラでは行っております。

一番メインになる情報の更新というのは、今、画面に映っている再生産関係ですね。再生産関係というのは、親のスケトウダラの量から生まれてきて加入するスケトウダラの量を示したものです。その関係を5年間データが加わったので更新しております。

左側が更新する前、従来の5年前のものですね。右側が更新した後です。図をよく見ていただきますと、右側の更新後の方には赤い丸を5点つけてあります。この赤い丸が、左側の従来だったものから5年経って、5年データが追加されたものが赤い丸です。この赤い5点の丸をよく見ると、この平均的な再生産関係がこの青色の線で示したホッケー・スティック型と言われるものなんですけれども、それに対して、その青い線よりも下の方にある点が多いと思います。5点のうち4点が下にあって、そのうち3点はかなり下の方にあると。すなわちこの5年間の推移を振り返りますと、割とよかったと言える年が1年、ほかの4年はあまりよくなかったと。うち3年はとてもよくなかったと、一言で言うとそのようなこの5年間だったということが言えます。

そういった情報が追加されましたので、比較的よくない情報が追加されたというのもありまして、資源で見た場合には、悪い情報が5年間追加されると、より高い目標を目指して資源を維持しなきゃいけないというような改正結果となります。したがって、目標管理基準値案としましては、これまで22.8万トンだったものが、少し増えて25.6万トンを目指すということとなっております。

MSYの値自体も、これまで17.1万トンとしていたものが、今回5年データが加わって推定したものが13.6万トンと、下がるという結果というふうになりました。

次、お願いします。

こちらの左は再生産関係なので既に説明いたしました。

そして右側は、MSYの平均的な漁獲量を模式的に示したものですので飛ばしまして、下の表で御説明いたします。

この5年間データ加わって更新した目標管理基準値案が25.6万トンと、限界管理基準値案としては15.1万トン、禁漁水準案は8.5万トン、それに対して2024年漁期の親魚量は32万トンと、悪い情報が加わったと言いつつも、それまでずっと資源がよかったので、2024年漁期はまだ目標は上回る親魚量はあったという結果となっております。

それでMSYが13.6万トンに對しまして、2024年漁期の漁獲量は最近減ったという御説明を最初にしましたが、4.6万トンとなっております。

次、お願いします。

こちらの左側は神戸プロットを示しております。こちらもこの間、5年分データが加わっている。毎年更新もしているわけですがけれども、2024年漁期はこの青丸で示したところですね、グリーンのところにあります。グリーンのところにあるということは、親魚量は目標を上回っていて、漁獲の強さとしてもMSY水準よりも大分低いところで獲っていたと。最近につきましては冒頭でお示しお話ししましたように、資源はいるんですが、漁場形成とかの兼ね合いもあって、いるけどあまり獲れないという結果もありまして、漁獲の強さはすごく低いものとなっております。

次、お願いします。

といった情報を使いまして、資源の将来予測を行った結果がこの図となっております。

詳細は次の表でお示しするので、この図では、この青とか赤で示したところが将来予測の部分ですね。結構幅があるんだというところを御理解いただければと思います。

再生産関係の図を先ほど御説明しましたが、同じような親の量でそこから得られる加入というのは、少ないときもあれば多いときもあるといったことが今後も起こるということを反映して、このような幅を持った予測となるというような結果となっております。

次、お願いします。

こちらがその将来予測を表で示したものです。上の青い表が親魚量ですね。下が漁獲量を平均的に示したものと。上の親魚量の表は、一番右側の黄色いところを見ていただければと思うんですが、ここが10年後の2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案である25.6万トンを上回る確率を示しております。一番上が46%というのは、 β が1.0、すなわちMS

Y水準と同じ漁獲の強さで獲った場合と、その下54%と書いてあるのは、 β が0.9、すなわちMSY水準よりも1割少ない漁獲の強さで獲ったら54%でしたということとなっております。すなわち β が0.9であれば、10年後の目標案を上回る確率は50%を超えるという結果でありました。

次、下の表の漁獲量で見ますと、この β 0.9のところを見ますと、上から2段目、2026年、2027年、2028年というあたりを見ますと、2026年は16.9万トンと、2027年は16万トン、2028年は15.5万トンと、そういった推移を今後3年間はするであろうといった予測をしております。

次、お願いします。

ここまでが標準的な資源評価結果だったんですけれども、今年はその資源評価の更新もありましたので、ステークホルダー会合を何回か開催されております。

8月に今年度の第1回、通算第4回のステークホルダー会合で御説明したんですけれども、そのときにこの標準的な資源評価に加えて、参加者の皆様からこれまでTACは17万トン固定3年間というのもやっていたので、それを継続していただきたい。そして、その17万トン3年固定みたいな漁獲量を固定するシナリオ要望すると。またTACを消化しなかった部分は翌年に繰越しをするような方法はないのかといった意見が挙げられておりました。

その後、水産庁漁場資源課からもそういったシナリオの試算依頼を受領いたしましたので、その結果をこの後、説明してまいります。

次、お願いします。

まず、漁獲量固定シナリオの計算方法です。

詳細は御説明省略しますが、まず固定する漁獲量を12万トン、13万トン、14万トン、15万トン、16万トン、17万トンといった1万トン刻みで3年間固定して、そこから先は β 管理をするとしたらどうなるかという計算をしました。その後、追加の試算依頼いただきまして、15万トンから16万トンの間を更に刻んで、15.9万トン、15.8万トンと、1,000トン刻みで計算するといった追加の試算も行っております。また漁獲の強さですね、MSYを達成する水準を超えないようにするといった条件で計算はしております。

これが漁獲量固定シナリオの方法。

続きまして次のTACの繰越しに関する試算につきまして、この模式図の方で説明いたします。

どうということかという、左側のある年で、この赤い部分が当初のTACと、そして全部獲らなかった場合、獲り残しというものがそのグレーの部分のとおり発生すると。獲り残した分は翌年のTACに追加するというのはいかがかということですね。だから、翌年のところは赤色が当初のTACなんですけれども、そこに前年のグレーの獲り残し分が追加されると。それが翌年のTACになりまして、それを翌年は全部獲るといったことを、1年ごとに獲り残して次の年全部獲る、また獲り残して全部獲るといようなことを繰り返していった試算を行いました。

次、お願いします。

こちらがそういった2種類の試算を行った結果のまとめであります。

まず漁獲量固定シナリオなんですけれども、結果で申しますと、3年固定する場合は15.8万トン以下、5年固定する場合は12万トン以下であれば、漁獲の強さがMSY水準を超えることなく、固定した漁獲量を全部獲ることが可能でありました。

ちなみに固定した後は、 β 0.9以下であれば10年後の目標を達成する確率は50%以上となっております。

続きまして繰越シナリオの結果です。

まず β が0.9だった場合ですね。その場合はTAC当初値の5%、同じく β 0.8だと15%と、 β 0.7の場合は25%を上限に、翌年に繰り越したとしても10年後の目標管理基準値案を上回る確率とか、 F_{msy} を上回ってしまうリスクというところから判断しても、 β 0.9だと5%、 β 0.8で15%、 β 0.7で25%を繰り越しても大丈夫であろうといった結果となっております。

以上で資源評価の説明を終わります。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

9ページ、資料5-2-2をお願いいたします。

上田副部長から御紹介ありましたとおり、この資源につきましては、昨年、資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しについて議論を行ったところです。ステークホルダー会合における議論を経て、最終化した案をこれから説明いたします。

10ページをお願いします。

下のスライドとなります。資源管理の目標の案です。こちらは資源評価結果に基づいて研究機関から提案されたものです。再生産関係、体重等の生物パラメータや年齢別選択率等がデータの蓄積によって更新されたために値が増加したことは、先ほど上田副部長から

御説明があったとおりです。

次のスライドに移ります。漁獲シナリオの案です。

漁獲圧力の調整係数については、資源管理基本方針に即して10年後に目標管理基準値の案を上回る確率が50%となるもののうち、将来の平均漁獲量が最大となる0.9を選択したところです。これにかかわらず、令和8管理年度から令和10管理年度までについては、15.8万トンの管理年度当初のTACで管理を行います。こちらにつきましては、資源評価の結果、この期間中のTACに相当する漁獲圧力がMSYを達成する漁獲圧力を超えていることが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すルールとなっています。

TACの設定の考え方です。資源評価において示される管理年度の資源量の予測値に漁獲シナリオによって得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとしますが、令和8管理年度から令和10管理年度については、これを15.8万トンと3年間固定します。管理年度当初のTACはABCを超えない量とします。

下のスライドに移ります。

突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応として、サバ類やマイワシでは、翌管理年度の間でTACを調整するルールが導入されているところです。これを同じルールを令和8管理年度から導入することとします。

次のスライドに移ります。

こちらは、クロマグロを代表とする他のTAC資源で既に導入されているTACの未利用分の繰越しに関するルールです。この資源につきましても、 β 管理が始まる令和10管理年度以降、管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度の当初のTACの5%を上限に翌管理年度の国の留保に繰越しルールを導入することとします。

繰越し後の具体的な運用については、令和11管理年度から運用が始まりますので、それまでの間に大臣管理区分と配分数量を明示する都道府県の関係者との調整を踏まえて決定することとします。

次のスライドに移ります。

こちらのスライドは、「TACの複数年固定」と「TACの未利用分の繰越し」に係るリスク評価の結果を再紹介するものです。

今回提案いたします「TACは15万8,000トンを3年間固定する」、及び「調整係数が0.9の場合には、繰越しの上限を当初のTACの5%とする。」は、いずれも研究機関か

ら許容可能であるとの評価を頂いたことを改めて紹介させていただきます。

次のスライドに移ります。

最後は、資源評価対象海域外からの資源の大量来遊によるTACの追加です。

この枠組は、漁期前の資源評価では予測できない、資源評価の対象海域外からと推定される大量来遊が発生した場合の、来遊起源と来遊量推定が確定するまでの間の暫定的な調整弁として取り入れられているものです。

現在の操業の実態を踏まえたこの調整弁の発動要件の見直しについて、関係各位の協力も得ながら、遅くとも令和10管理年度末までに検討作業を行い、結論を得ることになっています。

このルールにつきましては、誕生の経緯や、ルールに対する関係者の思いというものを私なりに理解しているつもりです。ルールの誕生から時間が経過し、いろいろなものが変わった中で、この発動要件を見直してほしい、そういった現場の声を受け止め、誠意を持って今後検討してまいります。

15ページをお願いします。

こちらはすけとうだら太平洋系群の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-8の変更案です。

資源管理の目標の変更、管理年度途中のTACの調整に関する規則の追加を含んだ漁獲のシナリオの変更のほか、TACの未利用分の繰越しに関する規則等が盛り込まれたものとなっています。本案については、パブリック・コメント手続において、未利用分の繰越し等に関して御意見を頂きました。貴重な御意見として承ることとさせていただき、特段の変更は行っておりません。

今後、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きますは、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明となります。

18ページをよろしく願いいたします。

TAC設定の考え方につきましては、既に説明しましたので割愛させていただきます。これによる令和8管理年度のTACの案は15万8,000トンとなります。

次のページに移ります。

配分の案です。過去3か年、令和2年から令和4年までの漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分と都道府県別に配分することといたしまして、その配分量は次のページの別

紙のとおりとなります。

沖合底びき網漁業に9万1,300トン、北海道に6万4,800トンとなります。青森県、岩手県、宮城県、茨城県については「現行水準」となります。

次のページに移ります。

こちらは、すけとうだら太平洋系群に関する漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について、委員会の承認を求めるものです。

現在、令和7管理年度におきましては、1の(1)、(2)に示しますいわゆる「大量来遊」による漁獲可能量の追加に伴う数量の変更、また融通に伴う数量の変更につきましては、事前に行政庁の恣意性のない機械的な変更として了解を頂き、事後報告で対応させていただいているところです。

今般4月から令和8管理年度が始まるに当たりまして、これらに伴う数量の変更につきましては、引き続き令和8管理年度においても事後報告で対応させていただきたく存じます。

事務局からの説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

ウェブから東村委員が挙手をしておられるということですので、東村委員よろしく願いいたします。

○東村委員 東村でございます。御説明の方ありがとうございました。

1点、本当に簡単な質問として、まずは調整係数 β の0.9とか0.8とか、今、多くの資源評価で使われているんですが、この0.9というのがMSY水準の1割減とか、0.8だったら2割減というふうに捉えていいのか。それと、私、別の資源では、そういう単純な計算方法ではないという説明を受けたような記憶があるので、そのところもう一度確認させていただきたいというのが1点目です。

2点目ですけれども、大量来遊があることがあるということですが、この来遊してくる資源というのはどこからやってくるのかという純粋な質問及びこの大量来遊があった場合には、機械的にTACを増加させるということですが、この大量来遊の資源量についての評価はどこでどのように行われるのかということがちょっと分からないと、これを機械的なものであるから報告事項でよいということがちょっと分かりにくいので、御説明よろし

くお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 まずβの件につきましては上田副部長でしょうか。

○水産機構副部長 まずβ0.9と0.8の件ですけれども、漁獲の強さと私申しましたが、これは単純にその1割というのは、漁獲量が1割引きになるということではなくて、漁獲の強さはすなわち漁獲努力量というんですけれども、さらにはこの漁獲努力量というものは、例えば底びき網の場合だと網を曳いた回数におおむね関係するものというふうに考えていただければよろしくて、すなわちβ0.9というのは1割引きなので、100回網を引いたらMSYぴったりですというようなのがあった場合に、その0.9ですから、MSY水準の曳網回数が100回とした場合に90回としたのがβ0.9と、80回とした場合がβ0.8と、おおむねそのような考え方というふうに理解していただければと思います。

○東村委員 ありがとうございます。努力量の方で考えるということですね。

○水産機構副部長 はい、そうです。

○山川分科会長 大量来遊の件につきましては、どちらでしょうか。

○資源管理推進室長 赤塚です。

来遊してくる資源はどこから来たのかという質問を頂きました。

実は、研究機関が実施する調査等では追い切れません。ルール導入当時に何が起こったかと申しますと、この資源に限らず、資源の推定は、資源調査によって加入前の状況を把握しながら行うものですが、すけとうだら太平洋系群については、事前の調査では全く感知できなかった大量の群れ、突然、噴火湾のすごく深いところから湧き上がってきたので、これは一体何なんだということで大変な議論があって、結論として今のルールの原型が導入されました。その後で、MSYベースのTAC管理が始まるに当たって、発動要件等を数値化するための議論がいろいろと行われて現在のルールとなったところです。

調査の段階では分からないものですので、あらかじめ定めた要件を満たしたらTACに一定量を上乗せし、翌管理年度以降に資源評価結果を基に答え合わせをするという枠組みとなっています。

2点目、事後報告にできる理由については、13ページに戻っていただけますでしょうか。8枚目のスライドですね。

すごく字が小さくて恐縮ですけれども、こちらが今の大量来遊ルールでして、5の(1)のとおり、定められた一定の要件を満たせば、資源評価対象海域外からの大量来遊が発生

したものとみなして、1万トン、あらかじめ決めた数字を上乗せします。ここで、要件を満たしたあとで水産庁が上乗せ数量を決める、例えば1万トンではなくて500トンにするとか800トンにするのかというのであれば、行政庁の恣意性が入る、機械的な変更ではないので諮問ということになりますけれども、あらかじめ定められたルールの中の数字を上乗せする、またその後の調整も定められたルールの下で行うものですので、行政庁の恣意性のない機械的な変更ということで、本日の水産政策審議会の場で了解いただき、事後報告で対応する運用とさせていただいているところです。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○津田特別委員 ありがとうございます。

すみません、今、赤塚さんから説明いただいたところ、ちょっと分からなかったのもう一回お伺いさせてくださいね。

このスライド8枚目の5の(1)のところ、この①と②の条件を満たした場合は、自動的にこれの1万トン追加すると。言わば、この①、②両方満たすことがトリガー条件みたいになっているという理解で合っていますか。

○資源管理推進室長 津田特別委員、ありがとうございます。その理解で合っています。また、正にそこが、定められた当時から変わっていないと。今、関係者の受け止めとすると、導入した当時から海の中も変わっているだろうし、当然操業する船の数や操業海域なんかも変わっているので、今の状況に合わせてリバイスできないかという要望を頂いたというところです。

○津田特別委員 ありがとうございます。

もう1個追加でいいですか、別の質問で。今回このTACの3年間固定というのがあるんですけど、これほかの魚種だとあんまり聞かない話で、何でこの太平洋系群のスケトウダラだけこういうような固定というのを使ったのかというのがちょっと謎でした。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

通常、ステークホルダー会合で水産庁が最初に提示する漁獲シナリオの案は、水産機構が準備していただいた、6ページ、スライド番号で8に記載したものとなります。その中で、この資源については、関係者の方から、TAC3年間固定の希望が出てきました。この資源については、最初の5年間のときも3年間は固定TACでした。その背景として、配分された数量を管理する中において、数字が毎年毎年変わるよりは固定していた方がよ

い。行政における調整コストの低減という観点からは固定の方がよいという認識がありました。

資料を見れば分かるように、固定にしない方が1年1年の数字は高くなりますけれども、そことTACを固定するメリットと見比べながら関係者の中で議論して、またリスク評価の結果を踏まえてTAC固定の採用に至りました。

実は、TAC17万トン3年間固定というのが、最初の要望だったところですが、こちらにつきましてはリスク評価をした結果、10年後にMSY水準を上回る確率が50%以上とはならない、3年固定は15.8万トン以下であれば許容可能だということで、3年固定のTACの数字が決まったところです。

○津田特別委員 ありがとうございます。

これが2029年からは普通の β 管理に戻るといえるか、通常どおりになるということですよ。

○資源管理推進室長 そうです。オプションとしては5年固定とする場合のTACも計算していただいたんですけども、いろいろな選択肢、いろいろなステークホルダー方からの意見がありました。ステークホルダー会合の間には、いろいろな地域を回っていろいろな方々から意見を伺った中で、3年固定、その後は水産機構が提案した漁獲シナリオで β は0.9が一番皆さんの支持が多かったということで、本日、水産庁からこれを提案させていただいたところです。

○津田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○遠藤特別委員

長崎大学の遠藤と申します。御説明いただいてありがとうございます。

資源量の推定の方法について、確認というか、お尋ねしたいんですけども、資料でいうと、5-2の3ページ目に資源量を推定した三つの方法が書いてあると思います。

一つが沖合底びき網の努力量、CPU Eと、あとは調査船に基づいた評価と、刺し網とありますが、これはスケトウダラの漁獲方法が刺し網と底びき網しかない、ここ7だと沖合底びき網ですけど、この二つしかないの、この努力量を使って計算しているという意味で合っているのかというのが一つです。

もう一つが、先々月アメリカで聞いた話ですけども、すけとうだらの資源量の計算方法が、日本と違うのかなって思いました。アメリカはもっと統合的なモデルを使われてい

るようですけれども、何で日本はこのコホート解析というのを使っておられるのか、その違いというのを教えてください。以上2点です。

○山川分科会長 上田副部長、よろしくお願いいたします。

○水産機構副部長 まず最初の点ですね。この、今、御覧なっているのは、これそのもので資源量を推定しているのではなくて、コホート解析という方法で資源量を推定するに当たり、ここにお示ししているものを補足的に使って、より精度の高い資源量推定ができるようにしているというものです。そして、沖合底びき網と刺し網の漁業の情報と調査船調査でありましたけれども、正に沖底と刺し網が、漁業の中では主たるところであるというところでありますので、この二つの漁業の指標値を使うことで、漁業種のかかなりの部分はフォローされているというところで、この二つと、あと調査船調査も使っております。

外国では統合モデルも使っているというお話は正にそのとおりでありまして、まだ日本の国内の資源では統合モデルというものを使っているという例はないんですけれども、そういうものもいずれ扱うようになるように検討は進めているというものであります。

統合モデルではないですが、コホート解析よりも一歩進んだ方法としては、SAMという方法がありまして、それはマサバの太平洋系群で導入されていて、そういうのを含めてコホート解析よりも一歩進んだ資源量推定方法を今後はできるように研究は進めているところであります。

以上です。

○遠藤特別委員 ありがとうございます。

つまり今、統合モデルを日本でできないというのは、何か足りないデータとかがあるという理解でよろしいでしょうか。

○水産機構副部長 統合モデルで解析をする場合のデータの特徴としては、漁法別の体長組成の情報があるとか、統合モデルって年齢別の漁獲尾数数ということになると、体長組成そのものを使ってやるという方法でありますよと、使うデータも異なっているのもありまして、そういったデータの整備とか、そういったところから始めていくという部分もあるので、まだそこについては発展途上というか、研究・検討中といったところであります。

○遠藤特別委員 分かりました。検討中ということで理解しました。

ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○日吉特別委員 今の質問で年齢別っておっしゃいました。年齢別の評価は、今、やられ

ていないと。正に年齢別の評価は日本はやるべきだと僕思っているんですけど。漁獲量だけで評価するわけじゃなくて、そのうちの中の年齢別評価を取らないと正確なデータは出てこないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○水産機構副部長 実は年齢別に推定した漁獲尾数を使って、このコホート解析というのはやっているんで、むしろ年齢別の情報を使っていますという方法であります。

○日吉特別委員 スケトウダラもそうかもしれませんが、魚の漁獲量をだけで、例えば直近3年とかということをやっていますけれども、そうじゃなくてやっぱり中の、本当に前回も言ったと思うんですけども、一般の国民が食べれる鮮魚というものを獲っているとか、養殖の餌に行っているものを獲っているかというものが、ちょっと不十分かなって思うからこの質問をさせていただきました。

ちょっと意味は違うかもしれませんが、ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では次に、すけとうだら日本海北部系群に関して、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 事務局です。

では同じように、まずはすけとうだら日本海北部系群の資源評価結果につきまして、水産機構の上田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構副部長 続きまして、日本海北部系群を御説明してまいります。資料の構成は先ほどの太平洋とほぼ同じですので、省略できるところは省略して説明してまいります。

まず左下が漁獲量の推移でありまして、長期的にはこのように減少して、最近少し増えてきているんですが、直近の2024年漁期は1.1万トンという結果でありました。それを年齢別に分解したものが右側の図となっております。

続きまして次のページです。

この日本海北部系群も年齢別漁獲尾数を使ってコホート解析するんですけども、補足的な情報として、この左側は調査船で得られた情報、親魚量の指標値ですね。そして右側が同じように、調査船調査で得られた今度は加入量の指標値と、こういった情報を用いま

してチューニングということをやりました、少しでも精度よく資源量が推定できるという
ような解析をしております。

次、お願いします。

そのようにして推定された資源量と親魚量がこの左側の図となります。オレンジが資源
量でグレーが親魚量であります。長期的には減少していたんですが、2015、2016年あたり
からこのように増加傾向がここまで続いているといった状況であります。

そしてそれを年齢別に示したら、その右側の図になります。最近は、この青いところ、
これが2歳で加入なんですけれども、比較的いい加入が、この青い棒グラフが高い年が割
と何年か起きていると思うんですが、そういったものもあって資源量は増加傾向が続いて
おります。

次、お願いします。

日本海北部系群も5年ぶりにこの再生産関係、MSY等の管理基準値を更新いたしました。

日本海北部系群は、右側の図で見てくださいと、これもこの5年間で加わったデー
タを赤丸で示しております。そう見ると、この青い線、ホッケー・スティック型の再生産
の線ですけれども、その青い線よりも上に4点、下に1点というのがこの間の結果であり
ました。すなわち5年前に予測したよりもよい加入が4回、悪い加入が1回あったと。そ
うすると、これらのデータが加わると、5年前よりも比較的資源状態のよいデータの方に
ちょっと移るといった結果となります。

そうすると、少ない親でもたくさんの加入が得られるといったような傾向になることが
あるんですけれども、実際、目標管理基準値を更新したところ、これまでは38万トンと非
常に多い親魚量で目標管理基準値が設定されていましたが、この4年間いい加入があった
という結果を加えると、右側29.3万トンと、少ない親でもよいんだというような結果とな
りました。

MSYにつきましては、これまで4.4万トンだったものが、若干下がりましたが4万ト
ンというふうになっております。

次、お願いします。

この左側は再生産関係の図ですので、今、説明しましたので省略しまして、その下の表
で、各種数値を確認させていただくと、まず目標管理基準値案は29.3万トン、限界管理基
準値案は12.2万トン、禁漁水準案は1.7万トン。これに対しまして2024年漁期の親魚量は

16.2万トンでしたので、目標管理基準値案29.3万トンはまだ下回っておりますが、限界管理基準値案の12.2万トンは上回っていたという結果となりました。

その右側、MSYは4.0万トンに対しまして、直近の2024年漁期は1.1万トンでしたので、まだMSYには届いていないといった状況であります。

次のページをお願いします。

こちらの左側が、日本海北部系群の神戸プロットです。長期的にはこのような推移をしていて、赤いゾーンにあったわけですがけれども、2010年代に入った頃から下げ止まって、この黒い折れ線が下の方に向かっていったと、資源は下げ止まっていたところで、今度は漁獲の強さが下がっていったといった状況がありました。それが続いて2015年を超えたあたりから黄色いゾーンに入ってきました、漁獲の強さがMSY水準を下回るようなゾーンに入ってきたといったあたりから、親魚量もじわじわと増えてきておりまして、今、2024年の青丸のところまで限界管理基準値を上回って増えてきたといったところが直近の状況であります。

では次のページをお願いします。

こちらが資源の将来予測です。これも図の方で確認するのは、この赤と青色のところがちよっと重なっているのがグレーに見えてしまっていますが、予測には結構幅があるんだというところまでこの図で見ただけであればと思います。

次、お願いします。

それでそれを平均的に示すこちらの表になりまして、上が親魚量、下が平均的な漁獲量の表です。

上の親魚量の方の表は、一番右側の黄色いところの数字を御覧いただければと思うんですが、これは10年後の2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案の29.3万トンを上回る確率というのを示しております。一番上の数字が45%。これは β が1.0で、すなわちMSY水準と同じ漁獲の強さで獲った場合は45%と。次、その下は50%になっておりまして、これは β 0.9と、MSY水準よりも1割少ない漁獲の強さで獲った場合は50%をぎりぎり上回るといった結果となっております。

続きまして下の漁獲量の表の方で見ますと、平均的にはこのような推移をするんですが、 β を0.9のところ注目しますと、2026年漁期は2.6万トンと、2027年は2.9万トン、2028年漁期は3.2万トンと、最近よい加入が割と出ているということもありまして、緩やかですけれども平均的には増加傾向にあるといった予測をいたしました。

次、お願いします。

ここまでが標準的な資源評価結果でありまして、この日本海北部系群も8月6日のステークホルダー会合におきまして、参加者の皆様から漁獲量を固定できるシナリオを希望すると、またTACの未消化分、消化しなかった部分は翌年に繰り越しできるようなやり方を希望するというような意見が挙げられておりました。

その後、水産庁の漁場資源課からも、そのような漁獲量の固定シナリオや繰越しに関する試算依頼を頂いて試算をいたしました。

次、お願いします。

試算の条件、まず固定シナリオの試算の条件ですけれども、ポイントだけ申しますと、2ポツの固定する漁獲量、これにつきましては2.5万トン、2.6万トン、2.7万トン、2.8万トン、2.9万トン、3万トンという1,000トン刻みでやりました。また漁獲の強さは、MSYを達成する水準は超えないようにするといった条件で試算をしております。

次、お願いします。

続きまして、繰越しに関する試算のやり方です。

これも図の方でお示しすると、左側のある年に漁獲可能量があって、獲り残した場合、このグレーの部分ですね。それを翌年に繰り越すと。翌年の当初のTACの赤いところにグレーが追加されると。翌年につきましては、それを全て獲るといったことを1年ごとに繰り返して試算をいたしました。

そして、その結果を次の図でお示しします。

結果だけまとめたものがこちらになります。

まず漁獲量固定シナリオの方は1,000トン刻みでありまして、3年固定する場合は2万9,000トン、2.9万トン以下、また5年固定する場合は2.7万トン以下であれば、漁獲の強さがMSYの水準を超えることなく、固定した漁獲量を全部獲ることが可能であったということでありました。

ちなみに、固定した後は β 0.9以下であれば、10年後の目標を上回る確率は50%以上となっておりました。

次に繰越しの方のシナリオですけれども、こちら結果だけ申しますと、 β 0.9の場合はTAC当初値の5%、 β 0.8だと同じく15%を上限に翌年に繰り越すことは10年後の目標を上回る確率とか、あと漁獲の強さがMSY水準を上回るリスク等から判断して許容可能だといった結果となりました。

以上で評価の説明を終わります。

○資源管理推進室長 ここからは管理の方の説明の方に移ります。9ページですね、資料5-3-2をお願いいたします。

この資源につきましても、今年度、資源管理の目標と漁獲シナリオの案の見直しを行ったところです。これからステークホルダー会合における議論を経て最終化した案を説明します。

11ページをお願いいたします。

上のスライドは資源管理の目標の案です。資源評価に基づいて研究機関から提案されたものです。先ほど上田副部長の説明にありましたとおり、再生産関係と体重等の生物パラメータがデータの蓄積によって更新されたため、値が減少しています。

下のスライドは漁獲シナリオの案となります。漁獲圧力の調整係数 β については、資源管理基本方針に即しまして、10年後に目標管理基準値の案を上回る確率が50%以上となるもののうち、将来の平均漁獲量が最大となる0.9を選択しています。

次のページに移ります。

上のスライドはTACの未利用分の繰越しです。管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、管理年度当初のTACの5%を上限に翌管理年度に繰り越す、繰り越した未利用分は、配分数量を明示した都道府県と大臣管理区分ごとの未利用分の数量の比率を用いて比例配分する現行のルールを継続することとします。

下のスライドは、「TAC未利用分の繰越し」に係る試算結果を再紹介するものです。今回提案した「調整係数 β が0.9の場合の繰越し上限は当初TACの5%」とすることについては、研究機関から許容可能であるとの評価を得ているところです。

また、今回は採用しませんでした。TACを固定するオプションについても試算をしていただきまして、3年固定の場合には2.9万トン以下、5年固定の場合には2.7万トン以下であれば許容可能であるとの評価を頂いております。

続いては資源再建計画の説明となります。

13ページをお願いいたします。

この資源につきましては、令和2年度の資源評価で親魚量が限界管理基準値を下回る状態にあると判断されたことから、漁業法に基づいて令和3年に資源再建計画を作成したところです。

計画で講ずる措置を紹介したのが、次のページの上のスライドとなります。

T A C 管理のほかに小型魚の保護等、T A C 管理以外の資源管理を行うことがこの計画の下で定められています。

下のスライドは、計画達成状況の検証の結果となります。この結果に基づいて、また漁獲シナリオ等の見直しを行いましたので、それらを踏まえて資源再建計画の見直しを行うこととしました。

見直し案の説明に入ります。次のページをよろしくお願いいたします。

まずは上のスライドとなります。資源が回復をしたことを受けて、この計画の終了年度につきましては、令和23管理年度から令和18管理年度へと短縮します。

また、2024年の親魚量は、既にこの限界管理基準値を上回っていますので、この限界管理基準値を当面の再建目標とする規定を削除します。その他、計画で定める「講ずる措置」については、この下から始まるスライド、次ページのスライドでお示しする修正を行います。基本的には文言の修正又は基準となる年の修正に限ったものです。

18ページをよろしくお願いいたします。

こちらは、すけとうだら日本海北部系群の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-9の変更案です。資源管理の目標の変更、漁獲シナリオの変更のほか、T A C の未利用分の繰越しに関する規則をよりよい書きぶりとする修正が盛り込まれております。

続く19ページは、すけとうだら日本海北部系群の資源再建計画である資源管理基本方針別紙4-2の変更案です。先ほど説明した内容が盛り込まれております。

この変更案につきましては、パブリック・コメントにおいて、資源再建計画の記載内容等に関して御意見を頂きました。貴重な御意見として承ることとさせていただき、特段の変更は行ってはおりません。

なお、軽微な変更については、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和8管理年度のT A C の設定及び配分の案の説明に入ります。

資料の20ページをよろしくお願いいたします。

T A C の設定の考え方につきましては、先ほど説明しましたので割愛させていただきます。令和8管理年度のT A C の案は2万6,000トンとなります。

次のページ、配分の案です。

過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分と都道府県別に配分することとしまして、その配分の量は次のページの別紙のとおりとなります。

沖合底びき網漁業に1万7,500トン、北海道に8,400トンを配分します。残る秋田県、山形県、新潟県については「現行水準」となります。

続いて23ページ。こちらは数量変更に関する事後報告のお願いです。

今、令和7管理年度においては、管理年度の終了に伴って確定した未利用分を翌管理年度に繰り越しすることに伴う数量の変更と、実施要領に則って大臣管理区分と北海道の間で行う融通に伴う数量の変更については、行政庁の恣意性のない機械的な変更として事前に御了解を頂いて、事後報告で対応させていただいております。今般、令和8管理年度におきましても、引き続きこの二つの変更につきましては事後報告で対応をさせていただきたいと考えているところです。

最後、説明の終わりとしまして、いま一度、資料の5ページに戻っていただけますでしょうか。

下のスライドになります。神戸チャートです。

先ほど上田副部長の方から御説明がありましたとおり、この資源については、一時期禁漁水準近くまで減少していたものが、まずは漁獲の強さが健全な状態となり、それに伴って資源がどんどん回復して、限界管理基準値を超える段階に至ったことが見て取れると思います。

これが実現できたのは、厳しいTAC管理に取り組み、更に資源再建計画の下でTAC管理に加えて小型魚の保護とか、そういったものを北海道の関係者の方が一丸となって取り組んだからなんですね。

先ほど日吉特別委員の方から、資源管理の成功例はいろんな機会に触れるべきだとの発言がありました。私も共感するのです。クロマグロもそうですし、このすけとうだら日本海系群も本当に頑張っここまで来たんだということをいろんなところで今後広めていきたいと思います。その最初の機会として、今日この場において触れさせていただきました。

今後、再建に至りつつあるこの資源を使って、地域の漁業をどのように発展させていくのか、漁業をどのように元気にさせていくのかということについて、関係者の皆さんと一緒に議論させていただきたい。そういった非常に前向きな未来があるということを申し上げまして、事務局からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら。

○川原特別委員 ありがとうございます。

今回、資源回復をしてきたということで非常によい事例ということをお聞かせいただいでうれしく思います。また小型魚も保全しながらこういった結果になったというのはすばらしいことだと思っております。

御説明の中で今回、管理の目標値を出す根拠となるというか、参考とする中で、体重などの計算値もそこに含まれているというお話でしたけれども、その年齢ごとの大きさ、体重でしたり、そういったことなんですが、このスケトウダラという魚種は、他の魚種で最近その年齢に対しては小さめの魚が増えているというようなお話もあったかと思うんですが、こちらの方は特にそういったことなく成長されているという理解でよろしいでしょうか。

○水産機構副部長 はい、マサバとかでよく見られているような、あのような極端なことは起きてなくて、この5年間で、より新たな体重、生物に関する知見を用いたいと、そういった趣旨の更新であります。

○川原特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブ東村委員が挙手されておられるということですので、東村委員よろしくお願いたします。

○東村委員 東村でございます。

1点質問なんですが、TACの未利用分の繰越しに関してですが、先ほどの太平洋系群だと、それは国の留保に繰り入れるということだと説明されたかと思いますが、今の、すみません、日本海北部系群はもともとの割当ての比率に基づいて割り当てるという御説明だったと思います。この違いはどこから来ているのでしょうか。

よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。大事な点ですね。

端的に申しますと、未利用分の繰越しルールの導入はすけどうだら日本海北部系群が一番早かったことが関係しています。その後、クロマグロをはじめとするTAC資源にこの考え方が広まる中において、例えばクロマグロにおいては未利用分は都道府県に配分するときに、留保に入れて、そこから配分するやりの方が円滑に進むんじゃないかということになって、今、そちらの方がスタンダードになっています。今般、太平洋系群で未利用分の繰越しを行うに当たっては、このスタンダードが頭にありましたので、留保に入れた後に配分。配分の仕方を含む具体的な運用は今後、漁業関係者の皆様と議論して決めてい

くところですが、そういうやり方をすることとしました。

すけどうたら日本海北部系群については従前どおり、留保に繰り入れることなく未利用分を大臣管理区分・都道府県のそれぞれの未利用の割合に応じて配分するやり方を継続したということとして、それぞれの資源の関係者にとって一番やりやすいやり方を採用した結果の違いとなっています。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○津田特別委員 今の議論とはちょっと違う話になってしまって恐縮なんですけれども、この日本海北部系群の産卵場所を見ていると、昨今、国として推進している洋上風力のところとかぶるなというところで、別に洋上風力を反対しているわけでも推進しているわけでもないんですけど、よくこのエリアに関しての議論の中で、やっぱ洋上風力を建てると、ここがすごいスケトウダラの産卵場所なので、そこが破壊されるみたいな話がよく出てくると思うんですね。

その辺、本当に破壊するのであれば、ここに本当に洋上風力というのを進めるべきではないと思うんですけど、一方で、それが影響ないよというのであれば、それはやっぱり日本の再エネの方向性としては進めるべきです。何かその辺というのは、水産庁さんなり水研さんからちゃんと、あれは国交省とか経産省とかと会話とかされているのかなというのがすごくね、もしそこがどんぴしゃだったら、すごく建てるべきじゃないなとかいうのを心配していたので。

すみません、ちょっと本題とずれてきた話題ですけれども。

○山川分科会長 これは櫻井課長でしょうか。

○管理調整課長 管理調整課長の櫻井と申します。

建付けから言うと、洋上風力は海洋再エネ法、後でちょっと議題で出てきますけれども、海洋再エネ法に基づいて所要の手続が進んで、調べば設置されると、大ざっぱに言うところということなんです。

農林水産省、水産庁も農林水産省の組織ですから、農林水産大臣は直接許認可、工事等とか計画性のところの許認可を所管しているわけではありませんが、正に今お話があった水産業が洋上風力と密接に関わるということで、意見を聞かれるような立場にあります。経産大臣とか国交大臣とかとの関係で言うとですね。

なので、水産庁としてもそこで敵でも味方でもなくというか、農林水産省の中の組織と

して、現場と意見調整をするだとか何とかというところに調整役として関わっているというのが建付けです。

海洋再エネ法の方では、地元レベルで関係漁業者、関係者という人たちがまずは集まって意見調整をして、それが調べ、設置に向かってステージが上がっていくという仕組みを取っていますので。要所要所で意見調整をして合意を得るというプロセスが法定されております。

なので、その過程で、みんな合意する中で今みたいな話があれば、そこが産卵期なのかとか、洋上風力施設を設置するときに影響がありやなしやということも含めて議論をして、調べれば次のステージに上がっていくということですので、今いろんなステージにあるものが全国にありますけれども、調べて進んでいるものは、そういうふうな調整が調べたものというふうに御理解いただければ。逆に言うと、そうじゃないものはステージが進まないものもあるということなんですね。

なので、仕組み上は、そういうことで皆さんの了解を、研究の成果も含め、いろんな研究の成果があると思えますけれども、調査の成果も含めてやっていくような仕組みになっているということです。

○津田特別委員 ありがとうございます。

どうしてもこういうのは感情論になってしまうとあれなので、きちんと事実に基づいて、一番いいような状況になっていただけるとうれしいなと思っています。

よろしくお願いします。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

今の件について、基本的に再エネ海域利用法の中で漁業に影響が見込まれないところでやりますよというのが大前提としてあります。それが法律の中でしっかりと書き込まれているので、そういった中、各地区で議論をしているという形になります。水産庁さん、それでよろしいですね。その点がちょっと抜けていたので、補足させていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では次に、すけとうだらオホーツク海南部とすけとうだら根室海峡に関して、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料5-4をお願いいたします。

まずは、すけとうだらオホーツク海南部、また、すけとうだら根室海峡の資源評価につきまして、水産機構の上田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構副部長 では、まずオホーツク海南部の説明をいたします。

まず今御覧になっている資料、左下が漁獲量の推移でありまして、長期的にはこのような推移をしておりました。直近年の2024年漁期は5.4万トンという結果でありました。

次、右側の漁獲努力量の推移としましては、このように長期的には減少しているといった推移であります。

次、お願いします。

オホーツク海南部につきましては、沖合底びき網漁業から得られました資源量指標値を使っておりまして、長期的には今御覧になっている左側の図のように長期的には増加傾向でありまして、最近も非常にその資源量指標値は高い推移をして、直近では過去最高でありました。

次のページをお願いします。

以上でまとめとなるんですけれども、情報も少なく先ほど御説明した日本海北部系群、太平洋系群のようなやり方では資源評価はできないような状況にはあります。

そこで、今回、資源管理基本方針に関する検討のため、先ほど御説明した沖底の資源量指標値が、過去の平均ですね、数字でいうと4.4トン1網当たりとなるんですけれども、これを維持または回復させるべき目標として提案するというふうに研究機関ではしてあります。直近では過去最高値でありましたので、その基準は上回っておりました。

ちなみに直近5年の資源は増加傾向でありました。

次、お願いします。

続きまして、すけとうだら根室海峡ですけれども、これもこの左下の図が漁獲量の推移でありまして、直近年は0.8万トン、8,000トンでありました。

右側の努力量の推移も、刺網中心になりますが、2000年代までに減った後は、おおむね横ばいで低いレベルで推移をしております。

そして次のページです。

こちらは、沿岸漁業による漁獲でありますので、羅臼地区のスケトウダラ専業の固定式刺し網漁業による延べ出漁隻数当たり漁獲量というものを資源量指標値としております。長期的には御覧になられたような推移をしております、最近はずっと低いところで増減伴いながら推移しているという結果でありました。

次、お願いします。

といったところをまとめますと、やはり根室海峡も日本海北部や太平洋のような方法での資源評価は難しいという状況にありまして、そのため資源管理基本方針に関する検討のためとしては、資源量指標値、すなわち固定式刺し網の資源量指数の過去の平均値2.98トン/隻・日及び最低値0.71トン/隻・日というのを、維持または回復させるべき目標として提案いたしました。

ちなみに2024年漁期は1.48トン/隻・日でしたんで、平均値よりは下回っておりますが最低値よりは上回っていると。根室海峡は、産卵のためにスケトウダラがやってきて、また産卵が終わったらほかの場所へ行くといった性質の資源でありますんで、このような目標を提案しております。

ちなみに過去5年間の資源の動向は横ばいというふうに評価しております。

以上で評価の説明を終わります。

○資源管理推進室長　続きまして管理の説明に入ります。

7ページ、資料5-4-3をお願いいたします。

最初のスライドは、漁業法第12条の条文を紹介したものです。資源管理の目標を設定すること。その目標は、MSYを実現する資源水準の値とすることが、漁業法に基づくTAC管理の柱となっているところですが、いろいろな水産資源がありまして、その資源を構成する水産動植物の特性とか、資源評価精度に照らして、MSYを実現する資源水準の値を定めることができない資源が存在します。そのような資源について、漁業法は、「資源水準を推定した上で維持し、又は回復させるべき目標」を定めるものとしており、TACの設定については、資源管理基本方針に則してABCによらない考え方を採用しています。本日、これから御紹介するすけとうだら資源については、この漁業法第12条第2項の規定に基づく、「維持し、又は回復させるべき目標」の下でTAC管理が行われています。

これらの資源につきましても、同様に今年度資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを

行ったところです。最終化した案をこれから説明いたします。

まずは、すけとうだらオホーツク海南部です。

9ページをお願いいたします。

下のスライドです。資源管理の目標の案です。引き続き研究機関から提案された資源量指標値の値を、漁業法第12条第2項の規定に基づく目標を定める際に用いることといたしまして、具体的には下表に掲げる1操業当たり4.4トン为目标にしているところです。

次のページに移ります。

上のスライドは漁獲シナリオの案です。我が国漁船による漁獲の状況等を踏まえて、操業水域に分布するこの水産資源の最適利用が図れるよう漁獲を管理する、TACは、資源状況が良好な場合に対応をできる数量として、近年の最大漁獲量、具体的には令和2年の5万7,765トン considering 算定するとした現行のルールを継続することとします。

すけとうだら根室海峡の説明に移ります。

12ページをお願いいたします。

上のスライドは資源管理目標の案です。こちらも引き続き研究機関から提案された資源量指標値の値を「維持し、又は回復させるべき目標」を定める際に用いることとします。

下のスライドです。漁獲シナリオの案です。こちらもオホーツク海南部と同様、日本漁船による漁獲の状況等を踏まえて操業水域に分布するこの水産資源の最適量が図れるように漁獲を管理する、そしてTACは、状況が良好な場合に対応できる数量として近年の最大数量、具体的には平成24年の1万4,200トン considering 算定するとした現行ルールを継続することとします。

14ページをお願いいたします。

すけとうだらオホーツク海南部の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-10の変更案と、すけとうだら根室海峡の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-11の変更案です。それぞれについて「維持し、又は回復させるべき目標」に用いる資源量指標値の値が更新されています。

この変更案につきましては、パブリック・コメント手続において特化した内容の御意見の提出はありませんでした。

今後、軽微な変更があった場合には、分科会長御了承の上、修正をしたいと考えておりますので、御了解いただければと思います。

続きましては、令和8管理年度のTACの設定及び配分案の説明に入ります。15ページ

をお願いいたします。

まずは、すけとうだらオホーツク海南部のTACです。TAC設定の考え方は既に説明しましたので割愛させていただき、令和8管理年度のTACの案は6万トンとなります。

次のページに移ります。

配分の案です。過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて配分することとしまして、その数量は17ページの別紙のとおりとなります。ほぼほぼ沖合底びき網漁業への配分となります。

18ページをお願いいたします。すけとうだら根室海峡の令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明に入ります。

TAC設定の考え方は既に説明しましたので割愛させていただき、令和8管理年度のTACの案は1万5,000トンとなります。配分は過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて行うこととしまして、その数量は19ページの別紙のとおりとなります。ほぼ全量が北海道となります。

事務局の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等よろしくをお願いいたします。

○宮本特別委員 山口県以東機船底曳網漁業協同組合の宮本と申します。

ちょっとタラの話がありましたんで、少し情報提供ということなんですけれども、我々の漁場、山口県沖から対馬周辺海域なんですけど、去年の暮れから今年にかけて、タラの系群とかその種類もありますんで、関連づくとは思えないんですけれども、生まれたてのタラが結構漁獲されているんですね。ですので、かなり漁場の変化といたしますか、海洋環境の変化等で、もう本当に生まれたての50グラムに満たないような小さいタラが網いっぱいに入ったりとかということもありますんで、ちょっとここでタラの話がありましたんで、分布のこと等もありますんで、少し情報提供させていただければと思いました。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに、ございませんでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では次に、ブリについて、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

そうしましたら資料5-5を用いまして説明を行います。

まずは資源評価結果につきまして、水産機構の大島部長から説明をお願いいたします。

○水産機構部長 ありがとうございます。水産研究・教育機構の大島です。

ブリの資源評価について説明させていただきます。

まずはスライド1枚目です。こちらに今年度の資源評価の結果の概要について示しております。

ポイントですけれども、資源評価の最終年は2024年となるんですけれども、その年の加入量は6.9億尾、資源量は34.3万トン、親魚量は21.7万トンございました。

2022年以降、親魚量は資源評価期間の中でも高い水準にあると。こちら後ほど説明いたしますけれども、高い水準にありまして、暫定目標管理基準値を上回っている状況だと。暫定目標管理基準値ということも後ほど御説明いたします。

このスライドにおける注目というか、留意すべき点というところに関しては、加入量が近年低下傾向なんですけれども、2024年に更に下がったという結果でございます。

それでは1枚めくっていただいて、スライドの3番にまいります。

本種の分布と生物学的特徴を簡単に述べます。

寿命ですけど7歳まででございます。

成熟開始年齢ですけど、2歳で50%、3歳で100%になるというものでございます。

分布なんですけれども、日本の沿岸域に広く分布するものと、一部は朝鮮半島に行きまして、そちらでも漁獲されるというものでございます。

産卵域は東シナ海に一番大きな産卵場があり、そこから連続的に日本海西部あるいは太平洋西部の方にも産卵場が広がるというものでございます。

スライドの4、漁獲量に移ってまいります。

こちら資源評価で使っている漁獲量について示している資料でございます。左側にグラフがあります。

漁獲量ですけれども、日本に加えて韓国も含んだ漁獲量を資源評価で使っております。

漁獲量の推移の特徴ですけれども、2010年に漁獲量が急増してその後高い水準が維持されているというものでございます。

2024年の漁獲量は全体で10.4万トンございました。うち日本が8.1万トン、韓国が2.3万トンというものでございます。

ページが変わりまして、スライドの6の方に移ってまいります。

ブリに関しても年齢別漁獲尾数を使ったコホート解析というのを行っていますけれども、このスライドにおいて、上のグラフでは年別の年齢別漁獲尾数、左下は年齢別漁獲量を示している。

まず左上の漁獲尾数の推移を見てまいりますと、まず全体的な構成で言いますとゼロ歳、モジャコ期から1歳が全体の9割を占めているということで、漁獲量の大半がそれらの年齢群であるというところですね。

こちらを今度は重量で見た場合も似たような傾向がございまして、やはり若齢のゼロ歳のモジャコから1歳までの漁獲が今度半分ぐらいまでであるというものでございますけれども、ポイントとしては2022年以降3歳以上の漁獲の割合が増えてきているという特徴がございまして。

スライドが変わりまして資源評価の結果について説明いたします。スライドの7番です。

左側のグラフで、全体の資源量は黒い折れ線、年齢別の資源尾数に関しては色で分けた積み上げの棒で示しているというものでございます。

まず資源量ですけれども、1994年から2008年まではあまり大きな変化はなかったんですけども、その後2009年、2010年と資源量が増加してまいります。その後、高水準で高止まりというものでございますけれども、2024年では前年より若干資源量が下がったんですけども、全体で34.3万トンありました。

年齢別の資源尾数を見てまいります。こちらに関しては全体的な構成を見てまいりますと、先ほどの漁獲尾数の特徴とによく似ておりまして、ゼロ歳後期と1歳が中心の資源の構成であるということが言えるかと思えます。

そして2022年以降、3歳以上の漁獲尾数、グラフで言いますと黄色ですね、3+歳ですけれども、3歳以上という意味ですけれども、3歳以上の資源尾数も増加してきているという特徴がございまして。

スライドが移りましてスライドの8番、加入量と親魚量です。

加入量は青の棒グラフですね、親魚量は黒い折れ線で示しています。縦軸の左側は加入量を億尾単位で示しているのと、右側の縦軸が親魚量を万トン単位で示しています。

まず加入量について見てまいります。

加入量イコール、ゼロ歳のモジャコ期の資源尾数という言い方ができます。

2009年に最大の加入がございまして一番高いですね。その後、加入量は高い水準で推移してきてまいりますけれども、先ほど私が申し上げたとおり、2019年、2020年に非常に高い加入が2年連続したんですけれども、その後21年以降加入が減少してきていると。特に2024年に関しては、資源評価期間中の中でも著しく低い加入であったというところがございます。

親魚量ですけれども、2012年、2013年に顕著に増加してきたというものでございます。

特にこの最後の3年ですね、22、23、24年というのは非常に高い親魚量の水準にあるということが分かるかと思えます。特に2023年にピークを迎えています。2024年は多少下がったんですけれども、親魚量としては21.7万トンあったという結果でございます。

それでは次に、再生産関係と管理基準値について説明してまいります。

ブリについての再生産関係ですね、スライドの9番の左上のリッカー型再生産関係と書いてあるグラフでございます。横軸に親魚量、縦軸に加入量があると。

それぞれの年の親魚量とそこから出てきた子どもの量ですね、加入量をプロットしているわけですけれども、全体的な傾向としては、まず親魚量が少ない方向から向かっていくと、大きくなるにつれて加入量が増えていくと。ただし、加入量が一定水準を超えると、密度効果により加入量が低下する傾向見られる。これがリッカー型再生産関係の特徴なんですけれども、そういった特徴を持っているというものでございます。

特に近年、最後の5年、赤いポツで示していますけれども、2021から2024年に関しては、親魚量に対しての平均的な加入を青い太線で示しているんですけれども、そういうのも下振れしているような加入になっているというものでございます。

再生産関係を使って管理基準値を計算した結果というのがスライド9の下の表で示しておりまして、一般的に使うMSY水準の親魚量目標というのはSBMSYで22.2万トンなんですけれども、こちらは今、ブリの方では採用されておらず、ブリの目標管理基準としては、加入量が最大になることが期待される親魚量、つまり左上の再生産関係で加入が最大になるポイントですね。そのポイントというのは17.9万トンで、こちらを暫定的な目標管理基準値にしているというものでございます。

全体として資源の特に親魚量に関しては、資源評価期間中においては非常に高い水準にあるということが言えるのかなと思えます。

その管理基準値に基づきまして神戸プロットを見てまいります。こちらがスライドの10

です。左側を御覧ください。

まず、色分けしたのは、これはMSY水準で分けたそれぞれの資源状態あるいは漁業の状態を示している。

特徴的なものとしては、2022年ですね。このときだけ、1994年からの資源評価期間中、SBmsyを上回った唯一の年でした。

さらに今の暫定管理基準値に基づいた基準で見てまいりますと、近年はほぼほぼ暫定的な目標管理基準値を上回っている親魚量であるということが言えるかと思えます。

横にあります漁業管理規則は飛ばしまして、この後すぐに将来予測の話に入りまして、スライドの12枚目を御覧ください。

親魚量の推移あるいは漁獲量の推移は、今、ちょっと見ませんけれども、非常に幅が大きいものだと。先ほどのすけとうと同じですけど、そういった形で理解してください。

将来予測の結果でございます。

まず上の表というのが、調整係数に応じた将来の親魚量、そして目標とする年というのは2035年ですけども、そのときに資源量が暫定管理基準値、あるいはSBmsyを上回るという確率を示しております。

現在、0.95の調整係数がぶりには適用されておまして、そのときの2035年で暫定管理基準値を上回っている確率というのは80%あるというものでございます。

将来の漁獲量に関しては、2026年、0.95の調整係数の下に2026年を見ますと、こちらが9.7万トンということになっておまして、スライド12の下でまとめております。

2026年のABCというのは9.7万トンになるというものでございます。

それでは最後、今後の資源評価の改善に関しての簡単な検討状況についてお示いたします。

過去のTAC意見交換会など、あるいはステークホルダー会議において、将来的にブリの資源評価を改善していく上で、まずは資源量指標値を使いますというところで、その時々の進捗を紹介しております。

今年度はモジャコ漁による資源量指標値、イコール加入量指標なんですけれども、こちらについての紹介をいたします。

スライドの14番でございますけれども、モジャコ漁CPEによる加入量指標値の開発ということでございます。

データは、鹿児島県、大分県、高知県、長崎県からデータを頂きまして、モジャコを採

捕したときの採捕量あるいは努力量ですね、出漁隻数だとか、そういったものを頂いております。そちらを使いまして解析を行いました。

その結果が、ページが変わりましたスライドの15番目ですね、こちらにございます。

今回、得ましたモジャコ漁のCPU E、全体の平均的なものがこの赤い折れ線で示したものですけれども、こちらがモジャコ漁から得たCPU Eだと。

比較のものとして、現在のコホート解析から得られている加入量も比較対象として示しております。

近年に向かって全体的に増えていくというのが、そういう大まかな傾向は似ているんですけど、個々の部分で増えたり減ったりという部分がまあまあ異なっている。今現在、これに関しては開発中のものでありまして、この開発過程のものを、今、お示ししているわけですけれども、こういったものも、より解析を進めてまいりまして、将来的な資源評価の中で加入量指標として使うということを考えております。

以上で、まずはブリの資源評価結果についてお話いたしました。ありがとうございます。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

続きまして管理の説明に入ります。

11ページ、資料5-5-2をお願いいたします。

この資源につきましては、令和8年4月からステップ2に移ることを盛り込んだ資源管理方針の変更について諮問するものですが、ステップ2において繰入れ、繰越し等の試行を行うこととしましたところ、このことについても説明いたしたく資料を準備しました。

まず、試行にも関係しますので、管理期間の説明を行います。

12ページをお願いいたします。

この資源については4月1日から翌年3月末日までと、7月1日から翌年6月末日までの2パターンの組合せとなっています。

前者の管理期間を採用した都府県がAグループ、後者の管理期間を採用した道府県及び大中型まき網漁業がBグループを、それぞれ構成しています。AグループからBグループまたはその逆への変更は可能でして、変更希望する都道府県または大臣管理区分は、各年11月末までに水産庁にその旨を連絡するルールとすることを考えているところです。

次のページに移ります。

TAC管理のステップアップの考え方を上のスライドで示しています。

今般、ブリについては、ステップ1と2で課題解決の取組を行うに当たって下のスライドで示しますとおり、ステップ2で試行と検討を行うための準備をステップ1で行う。そのようにステップ1と2を関係付けしたところです。

次のスライドに移ります。次のページですね。

ではそういった中で、ステップ2の配分の考え方となります。

まず、法制度上の取扱いとしまして、都道府県別漁獲可能量、大臣管理漁獲可能量は「試行水準」として設定します。

その上で、都道府県や大臣管理区分において管理の目安として提示する数値。これを「試行目安数量」と言います。この「試行目安数量」の算出にあたっては、令和3年から令和5年までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を用いることとします。

留保については、TACの超過リスクに対応するために設定するものとして、ステップ2の初年度の国の留保はゼロでスタートしたいと考えています。翌年度は、初年度終了に伴い確定したTACの未利用分のうち、数量明示の大臣管理区分・都道府県ごとに認められた繰越量を除いた数量とすることを考えているところです。

下のスライドに移ります。

ステップ2での試行に関する説明です。

ステップ2においては、都道府県別漁獲可能量と大臣漁獲可能量は、「試行水準」として設定しますので、繰越し、繰入れ、また融通は、実際に行われるものではありません。この点は採捕停止命令と同じです。

他方、こういったいろいろな取組を何ら予行演習することなく、ステップ3から開始した場合、現場で混乱が起きるおそれがありましたので、ステップ2の中で繰越し、繰入れ、融通の試行を行うものです。

繰越しの説明です。繰越しは毎管理年度、国が一律で処理することとします。大臣管理区分・都道府県ごとに、管理年度終了に伴って確定した未利用分を、翌管理年度の同じ大臣管理区分・都道府県に繰り越します。管理年度終了に伴って確定したTACの未利用分のうち、大臣管理区分・都道府県で繰り越された数量を除く数量は、翌管理年度の国の留保に繰り越します。

この上限、15%は、研究機関によるリスク評価の結果に基づくものであり、我々としては利用可能な最善の科学情報を根拠にしていると認識しております。

続けては、繰入れです。

繰入れは、大臣管理区分にあつては水産庁が、都道府県にあつては県庁が、任意のタイミングで必要に応じて判断し処理します。

繰り入れた場合には、実際に使った分を翌管理年度から差し引きます。

こちらの上限、たまたま繰越しと同じ15%ですけれども、これは繰越し同様、研究機関によるリスク評価の結果に基づくものでして、利用可能な最善の科学情報を根拠にしていると我々は認識しているところです。

先ほど、国の留保はT A Cの超過リスクに対応するための必要最小限の数量とすると説明しました。また、消化した繰入れ分は、翌管理年度から差し引くことを説明しました。そうなりますと、融通が果たす役割が重要になると我々は考えています。国として、融通の実現に向けた調整に最善を尽くします。

その他としまして、全体の漁獲量のうちおおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとしておりますが、ステップ2においては、全ての大管管理区分と都道府県を「数量明示」扱いとして、「試行目安数量」を配分する数量として扱い試行の取組を行います。

16ページに移ります。

上のスライドです。こういった取組の中において、漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、T A C管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うとともに、このような操業による実績の扱いについてはステップ1・2の間で議論していくことを改めて資料の中で示しました。

下のスライドに移ります。

養殖用種苗、モジャコの説明です。

モジャコについては、T A C管理に加えて、ブリ養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行うこととします。

漁業法は、資源管理はT A Cによる管理を行うことを基本としつつ、稚魚の成育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、T A Cによる管理以外の手法による管理を併せて行うものと定めています。お示したモジャコ管理は、この実例となるものです。

19ページをお願いいたします。

「ぶり」の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-51の変更案です。

繰り返しになります。繰入れ・繰越しは試行ですので、資源管理方針の変更としては、ステップ1からステップ2に移ることを盛り込む内容になっております。ただいま説明しました変更案につきましてパブリック・コメントを行いましたところ、ステップアップ管理のスケジュールや、定置網漁業で漁獲されること等を踏まえた柔軟な運用方法の検討と丁寧な説明を行うこと等について御意見を頂きました。我々としましては、関係者の皆様の御意見を踏まえつつ、適切な管理の実施に向けてステップ2の中で対応していく考えです。

今後、軽微な変更が生じた場合には、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御承知いただければと思います。

続きましては、令和8管理年度のTAC設定及び配分の案を説明いたします。

20ページをお願いいたします。

TAC設定の考え方です。親魚は令和17年度に、少なくとも50%以上の確率で暫定目標管理基準値、こちらは目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量です。これを上回るように、親魚量の値に応じて漁獲圧力を調整するという漁獲シナリオになっています。

この資源評価において示されるその管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオによって得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとして、TACはこの値を超えない量とします。

これを受けた令和8管理年度のTACの案は9万7,000トンとなります。

次のページに移ります。

配分の案です。ステップ2ですので、都道府県別漁獲可能量や大臣管理漁獲可能量については、「試行水準」として設定します。国の留保はゼロとします。結果につきましては、20ページの別紙1で示すとおりとなります。

21ページに戻りまして、管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示しまして、その数量は23ページにあります別紙2にて示しております。

事務局からの説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくをお願いいたします。

○川原特別委員 お先に失礼いたします。どうぞありがとうございます。御説明もありがとうございました。

この管理のところでステップ2への移行に関しましては、特に反対するものではないと思います。

このステップ2の期間中、御説明いただきましたように、配分枠の繰越し、繰入れ、融通等を含む試行、我々の練習にもなると思いますので、十分な時間を掛けていただきまして、管理実行上の様々な課題の抽出と整理解決が図られるような仕組みを設けていただければと思います。

また特に水産庁の皆様におかれましては、国の留保を最小限にして融通を推進するためにも、全国各県、大臣管理区分間の協力関係の構築に引き続き御支援をお願いしたいと思います。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

○中島特別委員 ありがとうございます。資料の7ページ、スライドナンバー9ですか、これでちょっとお伺いしたいんですけれども。

親魚量が増えても、この魚種は加入量が一定のところまで下がってくるという説明だったと思うんですけれども、その原因は何になるのか。

また現状で、それでいくのであれば、資源量というか親魚量が多過ぎるのかなというふうにも取りかねないんですけれども、その辺の考え方について、どういうふうな見解をお持ちなのかお願いいたします。

○山川分科会長 大島部長よろしくお願いいたします。

○水産機構部長 ありがとうございます。

このリッカー型再生産関係の特徴でございますけれども、専門用語を使うと密度効果という話になるんですけれども、例えば、やっぱり当然、その親が多ければそこから出てくる卵の数は多いわけなんですけれども、その加入してくる過程の中で、多分、大きく減ってしまって、むしろ逆に減ってしまうという特徴がある。だから、それがその間にどういうことが起きているのかと、ここら辺はまだちょっと仮説といいますか、そういうところなんですけれども。一応稚魚の期間の共食いというのはよく認められる話ではあるんですよ。

そういうものが一つ効いているのかもしれないというところはございますけれども、ほかにも例えば量が多過ぎた場合に、当然、モジャコと言われるぐらいなので藻につくわけなんですけれども、そういったところの条件が変わってくるかもしれないということも考えられますし、まだちょっと想像の域は出ませんが、そういったところは言えるのかなと思います。

じゃ、今、親の量が多過ぎるのかというところですけども、あんまりネガティブなことではないと思うんですけども、それは管理上どう見るか、人間としてどう見るかというところではあるのかなと思うんですけども。現状、今ここでスライド9の左上の図で見られるとおり、近年低い加入が続いてきていると。これは、我々はこの再生産関係を推定したときというのは、大体2020年ぐらいまでのデータでもって推定したわけですね。その後、我々としてはやっぱり親魚量が高いときにどういう加入が出てくるのかというのは、実際やっぱり観察を続けなきゃいけないというところは考えていまして、実際、今、この何年か分新たな情報が今までなかったぐらいの親魚量があって、それに対応する加入量というのは観察している最中なんですけれども、ある意味は想定してきているものが出てきているんだろうなというところはあるんですけども、ただそれだけで楽観的に見るわけではなくて、やはりこの後、親魚量が下がってきたときにどういう加入が出てくるのかというところも、当然、注視しなきゃいけないというところは研究機関として考えております。ありがとうございます。

○中島特別委員 今の関連とはちょっと違うんですけども、今後、数量管理をやっていく中で、定置網漁業ですね、これはもう本マグロでも大きな問題なっているんですけども、積極的に獲りにいく漁法じゃないということで、かなり回遊によっては変わってくると思うんですよ。事実、今年は富山県であれだけ漁獲量が下がっている。そういうこともございますので、その辺の柔軟な対応、まだステップ2ということで、今後、それを検討していくんでしょうけれども、将来的に融通なり、それが柔軟にできるような対応を今後とも検討して進めていただきたいと思います。

○山川分科会長 御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

○日吉特別委員 8ページの2のところ、ちょっと水研さんにお聞きしたいんですけども。例えば、0.95でやっても10年後のMSYの達成率が9%ということが出ていると思うんですけど、この要因とか何か分かったら教えていただきたいんですけども。

先ほどのスケトウダラのところに行くと、この達成率がすごく高い達成率だったと思うんですけど、ブリとスケトウダラとの違いを教えてください。

○水産機構部長 ちょっとブリに関して申し上げますけれども、こちらに関しては、今の設定されている漁獲圧というのは、この暫定目標管理基準値、つまり加入量が最大になることが期待される親魚量を目指しているわけですね。

MSYを実現する親魚量って、それよりも大きいわけですよ。片方が18万トンで片方が

22万トンぐらいなんですよね。どちらかを指すかによって、やっぱりそれに応じた漁獲圧というのが変わってきます。つまり、低い方の暫定目標管理基準値を目指せば、MSYを目指すよりもちょっと高い漁獲圧になるので、それに応じて、例えば調整係数が0.95の下での2035年にMSY数値を上回る確率というのは9%と、上回る確率として下がるわけですけれども、当然、目指しているものが暫定の目標ですので、こちらは80%で、非常に高い確率が上回っているということが期待されるという結果になるのかなと思います。

すみません、先ほどのスケトウダラとの比較というのは、どういう形で。

○日吉特別委員 あれが突出してその達成率が高かったんで、何でこのブリになるとこんなに低いのかなと思って、ちょっと質問しました。詳しいわけじゃありませんけど。

○水産機構部長 今のこれが説明になります。ありがとうございます。

○三浦委員 私もちょっと教えてもらいたいですけれども、同じような質問で申し訳のですが、やっぱりちょっと気になるのが、この表では親魚量が多くなっていくと、加入量が減ってきているんですけど、加入量が減る要因というのが、親魚量が多くなっただけなのか、それとも今の海洋環境がこの頃から大幅に変わってきている中でそういった影響がもっとあるのかとか。来遊してくる、例えばブリの敵になるような、モジャコのときに敵になるような魚が増えてきたとか、そういうことも踏まえて、本当にこれで加入量が減ってくるのかどうかという証明ができるのかなというところがちょっと引っかかるなと思いました。

○水産機構部長 ありがとうございます。この後の議題で、スルメイカのところに関しては、それに環境に関連するような話をする予定であるんですけども、ブリに関しては、まだちょっとそういったところ、どういった仮説の下でその減少要因を考えるかという、まだちょっとそこには至っていないので、まずは親魚量が下がってきたときに、今の資源評価上で見えているように加入量が上がってくるのかどうなのかというところで、まずは見なきゃいけないというところと、そうでなかった場合にやっぱりちょっと今、三浦委員がおっしゃられたようなところも併せて考えていく。じゃ、どういうような理由でその加入が減っているんですというところに関しては、やっぱり研究機関としては言えるようでありたいなどは考えております。

○三浦委員 分かりました。丁寧な説明ありがとうございました。

○津田特別委員 ありがとうございます。

すみません、今の説明と重複するんですけども、結局、今、親魚量のところでこのS

B R m a x というのを使っています。これを一つ限界管理基準値にしていますということで、何でこのMSYじゃなくてこっちなんですかというところは、今、まだ分からないというお話ですよ、端的に言うと。その因果関係みたいな、その加入量が減るみたいな話に関しては。

○水産機構部長 将来的に加入がずっと減ったままの場合のときに、どういうことが想定されるかということをおっしゃられて、今、加入が最大になることが期待される親魚量、S B R m a x は、限界管理基準値ではなくて、目標として与えているものです。つまりここを目指しましょうという漁獲圧が、今、設定されています。

○津田特別委員 すみません、限界じゃなくて、暫定の目標管理基準値という話の中で、やっぱりちょっと理解ができないというか、それで8ページの12枚目になったときに、その暫定目標管理値だと0.95βだと81%で、これが通常MSYベースにしたものだと9%ということで、ここ、何かその辺の因果関係とかがよく分からない中で、安易にバーを下げるべきじゃないような気がしてしまって。要は何か目標が下がってしまって、これでいいんじゃないかなというふうに思ってしまうんじゃないかなと。今まだ試行段階だから、そこまで厳格に言わなくてもいいのかもしれないんですけども、これが令和10年から本格施行になったときに、この暫定目標管理基準値のままで本当に行くべきなのかどうか。こっぴついうのは結構議論しなきゃいけないんじゃないのかなと。

何かバーを下げてそのままのままになってしまっていて、それで達成できましたというのが、本当にこれがいいことなのかどうかというのは、これはよくよく議論すべきだなというふうに思いました。

○山川分科会長 これについては、では魚谷部長、よろしくお願いします。

○資源管理部長 この、S B m s yではなくて、S B R m a xを暫定目標管理基準値として採用することになったときのステークホルダー会合、私に取りまとめやっておりましたので、そのときの経緯を御説明しますと、先ほど大島部長から説明があったように、このブリの資源評価については、現状、資源量の指標値は使われていないと。指標値を用いたチューニングは行われていないという前提がある中で、当時は、この目標管理基準値案であった22.2万トンというのは、これまで、歴史的に一度も観測されていない高い数字です。この二つがあった中で、関係する出席された業者の皆さんから、チューニングしていない資源評価に基づいて出てきた、過去観測されていない目標管理基準値を使うということに対して非常に不安の声がございました。

そういう中で議論を進める中で、ステップアップ管理の中で、しっかり指標値を開発して、そういうのを使えるようにします、という話がある中で、当面、どういう目標にしますかというときに、SBRmax、要は、加入のポテンシャルを最大にするというところを目標にしましょうと。要は、このSBRmaxとSBmsyとの関係というのは、SBRmaxというのは、結局、その加入のポテンシャルが最大になるところであるわけですが、SBmsyというのは、加入のポテンシャル、プラス、個体の成長のポテンシャルも含めた形で最大になりますよというところなんですけれども、その当時の議論としては、そういう議論、要は、チューニングがされていないですとか、過去観測されていないような親魚量を目指すということに関する議論の中で、当面はこのSBRmaxを、あくまでも暫定の目標管理基準値としましょうというような結論になったということです。

おっしゃるとおり、今後、指標値が使われるようになる、あるいはステップが上がって本格導入になるという中で、本当に、このSBRmaxを使い続けるのか、あるいはしっかりSBmsyを使いましょうということになるのか、そういったことについては、当然、この先、議論していくべき話であるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○日吉特別委員 中島さんの方から、定置の管理が非常に難しいと。正に指摘していただいてありがとうございます。このブリのTACについて水産庁の方は御存じだと思うんですけども、この導入に当たっては日本定置協会が主導になって入れてほしいとまで言ってこれが入ったんですね。

何でかっていうと、私ども、日々海と向き合っていると、このブリもちょっとやばいかなと。早くTACにしてもらって管理してもらった方がいいかなと思って、私たちがいろんな反対もあった中で、日本定置協会が主導して中でも調整させてもらって、これに積極的に参加したわけですが、言っても先に中島さんが指摘していただいたとおり、今、クロマグロもちょうど私のところも、今、10キロ前後のブリが入ってきて、クロマグロの放流もして、そういう状態が続いているわけですね。定置の特性をよく国としては考えていただいて、別に私たちは資源管理を、ここでも私は次の世代には管理した方がいいよと言っていることは、定置漁業者の思いなんで、何でかって言うと、定置漁業というのは400年の歴史あると。私のところは百数十年の歴史があると、そういう中でやっていて、ここで途絶やしちやいけないという思いもすごくあるわけですね。

また先ほども言ったように、国民の食料として、まず鮮魚文化を残すためにも定置とい

うのはすごく大事だと思っていて、このブリに關すると、日本の沿岸の地域や漁村や非常に大切な資源です。今現在は、沿岸が70%ほど獲っているんですね。これはやっぱり、沿岸とかほかの漁業とかという敵対する気はないんですけども、この現状を分かっていただきたいなど。資源管理は私たちもしなきゃいけないと、次の世代に残すためにという思いはあるんですけども、運用については、今ちょうどまだステップ、本格的に行っていないわけですけども、この間で水産庁としてもいろんな全国の定置漁業者の意見を聞いてやっていただけないかなというお願いでした。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

○青木委員 青木です。

今回のSBRmaxですとか、あと先ほどのスケトウのときの3年TAC固定というような、こういった柔軟な運用というのは魚種ごとでやっていくのはとてもいいことじゃないかなというふうには考えております。

ただ、MSYを導入したとき、ちょっと私の理解が足りないところもあったんですけども、将来的に漁獲が最大になるというところでMSYを設定していくという説明を受けていたと思いますので、今後もこういった柔軟に対応するとき丁寧な説明を引き続きいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○山川分科会長 これも御意見いただいたということによろしいでしょうか。

あとウェブから東村委員が挙手されておられるということですので、東村委員よろしくお願ひいたします。

○東村委員 東村でございます。

2点質問がございますので、一つずつお話しさせていただきます。

まず繰越し、繰入れ。説明がちょっと頭が追い付いていないのですが、15ページが多分具体的な説明になっていて、それを私が見た限りで理解しているのかどうかの確認なんですけど、繰越しはそれぞれの割り当てられている漁獲量に満たなかった場合、翌年、水産庁が自動的にどうぞって言って割り当ててくれるというもので、繰入れはそれぞれの都道府県なり漁業で、来年の分を先に使ってしまうという判断をするということで、私の理解が間違っていなければ、その前提でお話をしますと非常に混乱が起きないかということを考えています。一つの都道府県の中であれば、これ結構完結して行えると思うんですけど、これに融通とかが入ってくると、それはそれは複雑な制度になってしまっていて分かり……、私自身は、制度は分かりやすい方がうまく動くという考え方なので、どうしてこんなに複雑

なことを方針として出しているのか、ちょっとその背景を教えてくださいたいということが1点目です。

もう一点が、16ページにちょっと触れられているんですけども、ブリという魚種は、結構養殖も盛んなもので、今までのTAC魚種というのは、ほぼほぼ海面漁業ですね、漁船漁業で完結しているものが多かったと思うんですが、このブリに関しては養殖もかなり規模が大きい。中には企業的経営体もかなりあるという中で、数量管理は合意してくれさえすればできると思うんですけども、やはり経済的なことを考えた場合、養殖業者というのはすごくそういうことを考えて計画的にやっていると思うんですが、海面の方は、先ほど定置の方からの御発言もあったように、そんなに計画的に漁獲ができないということで、この海面漁業と養殖漁業を併せて管理していかざるを得ないと思うんですが、もう少し具体的な方法について教えていただければと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。2点質問いただきました。

まず、繰越し、繰入れについての質問につきましては、資料11ページの下のスライドを見ていただくのが一番よいと思います。

第2回、TAC導入前に開催したステークホルダー会合の取りまとめです。7番目として、ステップ1・2の間にしっかり議論していくこととされた項目として繰入れ・繰越しが掲げられました。当時、いろいろとTAC導入に当たって議論になったときに、また、日吉特別委員が先ほど言及されましたとおり、必ずしも関係者の方々全てが支持していない中でTACを始めていくに当たり、管理の柔軟な運用に取り組んでほしいということで、具体的な項目として繰入れ・繰越し、そして融通について議論していくこととされました。

私どもこうやってステップ2へと進めていくときに、ステークホルダー会合の取りまとめを尊重していく中で、結果として、東村委員がおっしゃったとおり、とても複雑な枠組みになりました。

そして、このことは、今後、我々が議論させていただく方が最初に感じるのだと思います。だからこそ、こういった資料を用いて分かりやすい説明を積み重ねていくことが大事ですし、そのことで技術的な課題に気付くことがあると思います。そういったものをどうやって解決するのかということ、関係者の皆さんと議論していくことで、よりよい管理を作り上げていきたいと考えているところです。これが一つ目の質問に対する答えである、繰越し、繰入れが複雑に見える背景です。

二つ目のモジャコの管理のところは非常におっしゃるとおりです。これもブリの管理の難しいところというか、非常にやりがいのあるところだと思いますが、養殖用の種苗が欠かすことのできない部分となっています。そういう意味では、ステップ2の中で、具体的な課題として出てくるものがあれば、解決のための取組みを行うとともに、モジャコについては都道府県において尾数管理が長年取り組まれてきておりますので、これを残しました。

なぜならば、1トンという数字、TACは数量で管理します。1トンという数字は大型魚であれば100匹、200匹に相当するところが、モジャコになると非常に数が多くなってしまふ。そのため、ブリという資源の持続的利用の確保に向けて、モジャコの尾数管理は残すこととしました。

だから、委員の質問への答えとしましては、モジャコの尾数管理は残しつつ、ステップ2においてTAC管理上の課題が出てくれば、解決に向けていろいろと議論してまいりたいと考えています。

○東村委員 丁寧に解説していただきまして誠にありがとうございます。大分理解できたと思います。

○前田特別委員 この6ページの表を見たら、2009年ぐらいに加入量とかかなり増えていくと思うんですけども、ちょうどこの頃に養殖業の全国のブリの養殖の生産量がぐっと減って、モジャコを獲りに行く量が減って、それでこの加入量が増えたのかなというふうな。それで、こんな数字が急激に増えているのかなというふうに思いますけれども。

でもここ近年は、全国のブリの生産量も安定していて、それほどブリも、モジャコも獲りに行ってないんですけども、それでもこんなふうに加水量も減ってきて、それでこれから先、余計にモジャコを獲りに行っても餌代がかなり高いんで、必要以上にモジャコを獲りに行くことはないと思いますし、またこれから選抜育種が進んで人工ふ化とかも増えてくると思うんで、特に余分にモジャコとか獲りに行くことはないと思うんですけども。ただ、モジャコを獲りに行っていないにもかかわらず、この加入量がものすごく減っているのは、何かすごく違和感を感じるんですけども。これはさっき言っていた、やっぱり共食いとか、それとも海洋環境の変化なのか、何なのかちょっと分からないですけども、ちょっと何か違和感を感じます。

○山川分科会長 これは先ほど議論していた件ということですけども、大島部長、何か追加で御説明ありますでしょうか。

○水産機構部長 今御質問の中のところで、モジャコはそんなに獲っていないのに加入が減っているという内容について、加入について説明ができていなかったかと思ひまして。加入としているのは、加入量とはモジャコとして漁業に加入してきた量ですので、モジャコ漁獲量が加入量を減らすことはないというところだけ御指摘させていただきます。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

東村先生、挙手されたままなんですけれども、これは下ろし忘れということでしょうか。

○東村委員 はい、そのとおりです。申し訳ございません。

○山川分科会長 では、特にございませんでしたら、ブリはこれくらいでよろしいでしょうか。本件については原案どおり承認していただいたということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、この辺で休憩を入れたいと思います。15分間休憩ということで、16時37分、4時37分再開ということでよろしく願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、時間になりましたので議事を再開したいと思います。

次に、スルメイカについて、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは資料の5-9を用いまして説明します。

まずは最新の資源評価結果につきまして水産機構の大島部長から説明をお願いいたします。

○水産機構部長 ありがとうございます。

スルメイカ秋季発生系群、冬季発生系群、続けて話をさせていただきます。

それでは資料5-9の3ページ、スライドのゼロとなっていますけど、こちらからスタートいたします。

まず、こちらに秋季発生系群の今年度の資源評価の結果の概要を示しております。

2025年の親魚量は3.9万トンで、目標管理基準値及び限界管理基準値を下回っているという結果でございます。表の中には2023年から2025年の資源量、単年性のスルメイカについては資源量イコール加入量とだけいただければと思います、資源量と親魚量の結果を載せてございます。

スライドの1に移りまして、昨年度からの資源評価の変更点について軽く触れておきま

す。二つは読み上げませんが、特に1の部分ですね。今後の加入の想定、バックワード・リサンプリングに関する変更ということで、将来予測における加入量の使い方ですね、将来の加入の予測の仕方を改善いたしましたというところですね、簡単に申し上げますと、スルメイカの場合の最新年になりますと、2025年、今年の資源評価が当年に当たるわけですが、その加入の情報も将来予測に使用するようになりました。これまでは、最新の情報は予測値だとかそういうところの理由がありまして、使ってなかったんですけども、今年、冬季発生系群でとても特徴的なことがありましたので、そういったことも利用すべきというところで、両系群においてこのような加入の予測方法を書いたというものでございます。

それではページが変わりまして資源評価の結果の本題に入ります。

スライドのこれは2番に当たるものですね。秋季発生系群は、日本海を北上して秋、夏以降南下して産卵場に向かうという系群でございます。すなわち分布域は日本海だと思っていただければいいです。

漁獲量の推移ですが、漁獲は日本と韓国で2005年以降、中国の漁獲量がオレンジ色のバーで示しております。さらにこれには仮定値と書いてありますけれども、簡単に言いますと違法漁獲的なものがありまして、こちらが公式的な統計がないというところから、毎年15万トンの仮定値を与えていたと。ただし、近年は衛星の情報などを駆使しまして、努力量が減っているというところから、努力量の減り分を考慮して中国の漁獲量の仮定値を与えているというものでございます。

図の3に移りまして、こちらは資源量、そして親魚量の推移を示しております。1981年から2025年までの推移を示しています。資源量、親魚量ともに90年代の当初にその水準が上がって、その後2020年くらいまでは比較的高い水準にあったんですけども、その後水準が低いままであるという状況でございます。2025年も非常に低い水準でありました。

スライドが変わりましてスライドの3でございます。再生産関係を御覧ください。

横軸に親魚量、縦軸に加入量、これは億尾単位で示していますけれども、親子関係を示しています。例えば右の端に2015年を示した点があるんですけども、これというのは、2014年の親から2015年の加入が出てきた、その関係を示している。年が変わるわけですね。その関係を示しています。基本的な親子関係としては、この水色の太線で示したとおり、親が増えれば子が増えていくと。ただし、ある一定になると、今度はだんだん頭打ちになっていく関係というのを想定しております。

近年の特徴としては、最後の5年間は赤いポツで示しておりまして、2020年の1点を除きまして、平均的な加入ですね、水色の線よりか下にぶれた加入が発生していると言ってみれば低い加入が続いていますというところでございます。

スルメイカ秋季発生系群の管理基準値ですけれども、スライド3の下に示したとおりのものが採用されておりまして、目標管理基準値としては25.5万トン、限界管理基準値としては12.3万トン、2024年の漁期の親魚量、あるいはちょっと最初のスライドに戻りますけれども2025年の予測の親魚量は3.9万トンですので、限界管理基準値を下回っているという状況でございます。

5ページになりましてスライドの4番でございます。神戸チャートですね。

歴史的に見まして、グリーン・ゾーンと赤いゾーンを行ったり来たりするような変動をしてきたというのがこの秋季発生系群の特徴でございます。近年もちろんそのMSYを実現する親魚量は下回っているんですけれども、MSYを維持する漁獲圧も下回っている。つまり左下の黄色の部分にあると。ですが、親魚量は下がり続けていると。つまり漁獲圧としては下がっているんですけれども、恐らくこれは産卵環境だとか、そういった再生産に関わる環境がよくなって下がってきているという状況なのかなと考えております。

将来予測の方に移りまして、スライドの5を御覧ください。

左の方に将来の親魚量の推移を示しておりまして、赤い方が漁獲シナリオに基づく将来予測、青い部分というのが現状の漁獲圧に基づく将来予測ですけれども、両者あまり差がないんですけれども、将来の予測の幅が大きいということは非常に言えるのかということ、グラフの中に細かい線がありまして、これ1回ずつの将来予測の推移を示しているわけですけれども、毎年の変動が大きい。つまり資源量の単年性のするめいかの資源の推移、変化の仕方というのを将来予測でも再現しているというものでございます。

ページが変わりまして、6ページスライドの6番でございます。

スルメイカ秋季発生系群の将来予測。上の表が将来の平均親魚量、下の表が将来の平均漁獲量でございます。昨年、ステークホルダー会議がありまして、目標管理基準値を達成するFに対して調整係数0.65を掛けたものが採用されております。

現在、目標としては10年後に限界管理基準値を上回るものが調整係数として選ばれておりまして、現状なんですけれども、その10年後、2034年になるんですけれども限界管理基準値を0.65の下で上回るというのは41%、つまり50%を下回っている状況だということでございます。現状0.65の下での2026年の平均漁獲量、つまりABCというのは0.8万トン

になっているという結果でございます。

以上が、秋季発生系群ですね。

次に、冬季発生系群。こちらの方が今年はちゃんと説明しなきゃいけないかなと思うので、ちょっと詳しくに説明いたします。

先ほど同様に冒頭のスライドに資源評価結果の概要を示しております。

表の中に資源量と親魚量がございます、2025年の親魚量は15.0万トン、目標管理基準値25.5万トンを下回っているけれども、限界管理基準値は上回りましたと。つまり表の中の親魚量の右下のところですね、親魚量の2025年は15万トン。限界管理基準値を上回りましたと。それはなぜそうなったかといいますと、2025年の資源量ですね、加入量が前年に比べて顕著に増えていると。近年、ずっと低加入が続いていたんですけど、加入が大きくなりまして、資源量としては32.5万トンありましたというものでございます。

そのすぐ下のスライドの1番に、何で資源量が増えたのかというところを説明したものがございます。

スルメイカの資源量、すなわち加入量の変動に関わる要因は三つございまして、まずは親の量ですね。親が多ければ子が多いでしょうと。もう1個、産卵場の環境。産卵場は東シナ海になるんですけども、その産卵環境を見ると。もう一つは、東シナ海から太平洋側に運ばれるわけですけども、その輸送がどうだったのかと。つまり三つの点があるというところですね。

ポイントとしては、今年の資源を生み出した親魚量は5.7万トン、つまり低い状況だったんですけども、前年よりも僅かに増えたというところと。上の表を見れば分かるかと思えますけれども、2024年の親の量というのはあんまり多くなかったですよ。それで、産卵域である東シナ海のうち、太平洋へ流れやすい南側において、幼生が前年よりも多く分布しており、産卵量は比較的多かったんだらうと思料しております。

もう一個、三つ目の要素ですね。輸送です。太平洋側の移送に関してなんですけれども、黒潮大蛇行の解消に伴って、東シナ海から生育海域である黒潮続流域へ円滑に輸送される幼生が多かったと我々は推測しております。すなわち蛇行がありますと、そこにトラップしてしまって、その後黒潮続流域の方に流れていかないんですけども、昨年は皆さん御存じのとおり、黒潮大蛇行が終わりまして、比較的多くの幼生が続流域に行ったんだらうという結果でございます。

それでは次のページに移りまして、スライドの2番でございます。

こちらでも説明することとしては先ほど申し上げました。将来予測において加入の予測の方法を変えておりますというところをお伝えしておきます。

スライドの3番に移りまして、まずは分布域ですね。

東シナ海に主な産卵場があって、その後、冬季発生系群はまずは太平洋側に輸送されます。つまり太平洋を北上する群だとお考えください。北側の海域で索餌して大きく成長して、その後、主に日本海を通過して東シナ海に下っていくという回遊パターンを示しております。

漁獲量の推移、図の2に示しておりますけれども、全体的な変化というのは秋季発生系群に非常によく似ておりまして、90年代の初めに増えて、その後高い水準になって、2015～2016年以降減少していくという動向を示しております。

図3に資源量・親魚量を示しております。こちらに関しては1979年から2025年まで示しております。

オレンジ色の折れ線が歴史的な資源量の推移を示しております、最後の1点、右端の点がぼんと上に上がっている。これが2025年の結果であると。ずっと10年ぐらい低空飛行が続いたんですけれども、2025年にぼんと一つ上に上がった。ただし、上がり方としては全体的な水準で見ると、これは平均よりもちょっと下がる水準であるというところが説明すべき点かと思えます。

ページが変わりまして、9ページのスライド4でございます。再生産関係です。

再生産関係ですけれども、先ほどの秋季発生系群と同じような再生産関係を想定しております、親が増えていけば子も増えてきますけれども、だんだん親が増えていくとともに、この増加の仕方が緩やかになっていくというものでございます。

こういった再生産関係を想定しております、目標管理基準値なんですけれども、秋季発生系群と一緒にありまして、25.5万トンが目標管理基準値ですね。限界管理基準はちょっと違って、先ほどあちらは12.5万トンですけれども、こちらは14.5万トンになっているというものでございます。

こちらが再生産関係と管理基準値の説明となりまして、スライドが変わりまして、スライドの5番、左にあります図6の神戸プロット（神戸チャート）を見てまいります。

秋季発生系群とは異なって、漁獲圧がMSYを維持する水準よりも、全体的にもそれを上回っているという形で親魚量の変動してきていると。ただし、何年かにおいてはこのMSYを実現する親魚量を上回っている年もありましたというところがございます。近年の

動向に関しては、漁獲圧としてはMSYを維持する漁獲圧よりも低い水準が続いているというところがございます。漁獲圧としては非常に低いというものです。

将来予測の方に話が移りまして、まずスライド6番ですね。こちら先ほどの秋季発生系群と説明が同じようになるんですけども、予測の幅としては非常に大きくなる。ですけども、例えばやっぱり1回1回のシミュレーションの変動の仕方を見ると、毎年大きくジグザグするような変動を示すというところがございます。秋季発生系群と異なるのは、2025年大きな資源量が増えて、基本的には増加傾向にあるという両方の結果になるのかなと思います。

スライドの7番に移りまして、将来の平均親魚量、平均漁獲量の将来予測の結果を見てまいります。

現在、スルメイカ冬季発生系群に対して採用されている調整係数は0.5でございまして、10年後に、今、暫定の目標としている限界管理基準値を上回る確率というのは0.5のときに58%ですね。実を言いますと、もう2025年に既に上回っているんですけども、10年後には58%確率で上回っているという予測となっております、この調整係数の下で計算されるABCというのは4.4万トンということになっております。

スライドがまだあと二つございまして、こちらについて説明してまいります。

スライドの8ですね、11ページ。一つ試算依頼がございましてそちらに対応しております。

令和7年度、今年度の資源評価に基づいて、通常の再生産関係による2026年の加入量を決定論的に算出して、それに基づいて漁獲管理規則に基づいて漁獲量を算出してくださいというものでございます。

下に再生産関係の図がございまして、赤い点があります。こちら、まず下に向かっていきますと、この2025年の親魚量15.0万トン。そのときにどれぐらいの平均的な加入があるのかというのを予測すると、48.7万トンになるわけですね。

このときの資源量（加入量）の下でどれぐらいの算定漁獲量になるのかというのを示したのがスライドの9番でございまして、表の一番左が調整係数ですね。ゼロから0.5まで示していると。比較対象としては、ベース・ケースによる先ほど私が説明した将来予測の結果による算定漁獲量を示しているのと、一番右が依頼に対しての回答ですね。試算による算定漁獲量になるということでございます。

例えば、現在採用されている調整係数0.5で見ますと、ベース・ケースでは4.4万トンの

算定漁獲量になったんですけれども、試算による算定漁獲量は少し上がって5.7万トンになりますという結果を報告しております。

足早となりましたが、以上でスルメイカ冬季発生系群、秋季発生系群の説明となりました。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。私からは管理の方のお話をさせていただきたいと思います。

資料12ページ、5－9－2をお願いいたします。

最初のスライドは、令和8管理年度以降のスルメイカTAC管理に係る「絵姿」を説明したものです。

スルメイカTAC管理の現在の資源管理目標と漁獲シナリオは、令和6年8月から12月の間に3回開催しましたステークホルダー会議における議論を経て決定したものです。令和7管理年度、今の管理年度の漁獲の状況等を受けて、この漁獲シナリオの見直しを求める意見が出ている中、その一方で令和8管理年度は4月1日から始まるため、令和6年度と同様の対応を取る十分な時間が残されておらず、令和8管理年度以降、複数年にわたって用いることを前提とした新たな漁獲シナリオ案を提示し、議論し、決定をすることは実態として困難であると我々としては考えたところです。

このことから、令和7管理年度中に令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオをまず採用し、令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等を議論する2本立ての対応としたところです。

次のスライドに移ります。

本日2月20日の資源管理分科会までの動きについて報告いたします。

まず、ステークホルダー会合を1月14日、2月4日の2度開催し、令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオ、また令和8管理年度のTAC管理に関連するものとして、国の留保の設定、国の留保からの配分、及び目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱いについて、水産庁の提案をお示しし、出席された方から意見を頂戴したところです。

これと並行して、水産庁の提案を盛り込んだ「するめいか」の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2－12の変更案に係るパブリック・コメントを行いました。

下のスライドに移ります。令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの説明に入ります。

こちらは1月14日のステークホルダー会合で提示した選択肢となります。

案の①、案の②は現行シナリオの継続です。より詳細には、案の①は、令和7管理年度

のシナリオをそのまま継続するとしたもの。案の②は、冬季発生系群については、資源評価結果等から加入の仮定を親魚量から期待される平均的な加入量としたものです。先ほど大島部長から説明がありました「試算結果」がこの案の②で用いた加入量となります。

これに対して、案の③は、将来予測に依拠しない漁獲シナリオです。外国の管理の考え方の中で最も抑制的なTACとなる米国のカナダマツイカ、これはスルメイカに似た単年性のイカです。カナダマツイカの管理で採用された考え方をベースとした、名前は、かぎ括弧付きで「米国管理方式」です。

この「米国管理方式」につきましては、次のスライドでより詳細に説明をさせていただきます。

ステークホルダー会合の議論を踏まえまして、我々水産庁としては今回、案の③を採用することとしました。

次のスライドに移ります。

このスライドは「米国管理方式」を説明するためのものですが、この説明に入る前に、スルメイカTAC管理の課題につきまして皆様に紹介したいと思います。

スルメイカの寿命は1年ですので、加入量、つまり卵からふ化、成長して漁獲の対象に加わるスルメイカの量は、親魚の量だけではなく、環境の影響を強く受けることから、精度よく予測することが非常に難しい面があります。

その結果として、加入量を予測して設定したこれまでのTAC管理においては、採捕の数量がTACを大きく下回る年が続いてきたところです。逆に、令和7管理年度においては、冬季発生系群、主に太平洋を北上する群の加入がこのTAC設定時の予測値よりも良好であったことに伴って、新たに導入されたTAC期中変更の規定が発動されたほか、クロマグロ以外では初めてとなる採捕停止命令が発出される事態が生じました。結果、将来予測に依拠する現行のTAC管理に対する信頼がなかなか醸成できていません。そのような課題に我々としては直面しているところです。

そういった認識の下、この令和8管理年度限りの暫定措置の検討に当たっては、将来予測に依拠しない漁獲シナリオとすることを主眼に置きまして、外国の管理例を参考にして、繰り返しになりますが、その中で最も抑制的なTACとなる米国でカナダマツイカの管理で採用されている考え方を「米国管理方式」としてステークホルダー会合で提案したところです。

スライドの説明に移ります。「ABC」の算出に当たっては、過去の最高の漁獲量、過

去最高の漁獲量年の資源量、これは加入量のことです。推定値ですね。そして、直近の資源量の推定値の平均値を使います。我々が過去から経験的に利用できるデータを用いて「ABC」を出すという考え方です。

ちなみに、米国のカナダマツイカ管理においては、データ不足のため資源量の推定ができていません。その意味においては、今回の我々の提案は、推定値を使う分、より進んだものになっているのではないかと考えるところです。

次に、「直近の平均資源量」を何年分の値から算出するのかということについては、直近の傾向を考慮して3年分、令和5年から7年の資源量の値を使用することとしました。その結果、令和8年度のTACは6.84万トンとなります。下表に示しますとおり、秋季発生系群では2006年が過去最高の漁獲量でしたので、そのときの漁獲量、資源量と直近3年の平均資源量を用いて、冬季発生系群では2000年が過去最高の漁獲量で、そのときの漁獲量、資源量と直近3年の平均資源量を用いて、「ABC」を出しました。

スルメイカTAC管理においては、秋季発生系群、主に日本海を北上するグループの「ABC」と、冬季発生系群、主に太平洋を北上するグループの「ABC」を合計した上で、そのうちの日本分として切り取る数量をTACは越えないとしています。切り取りに用いる係数60%はスルメイカ全体の漁獲量に占める日本の漁獲量が過去最大だった年の割合を使っています。そうやって出したTACは6.84万トンとなりました。

このスライドの最後の説明です。繰り返しになりますが、今回の漁獲シナリオは再生産関係に基づく将来予測に依拠していません。これが非常に大事です。次に、令和7管理年度のTACの期中変更は、基となった加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断して実施しました。したがって、将来予測に依拠していない漁獲シナリオを選んだのですから、TACを期中変更する根拠はありません。

下のスライドに移ります。暫定シナリオ以外のTAC管理に関する事項です。

一つ目は国の留保の案です。

令和7管理年度を振り返りますと、当初TACの35%を国の留保とし、資源管理方針のルールに則して留保から自動的に配分するやり方を採用したところです。

その結果起きたことは、令和7管理年度は全ての漁業種類、日本全国で獲れている、これから獲れるだろうという中で、留保からの追加配分を今すぐ必要とするグループと、これから必要となるので留保は残しておいて欲しいというグループを巡って、配分に近い性質の議論が行われました。

その経験を踏まえまして、令和 8 管理年度については、国の留保としては T A C の超過リスクに対応する必要最小限の数量として、その分を当初配分に上乗せする形の方が、公平性の観点から最も適切ではないかと考えたところです。留保の数字は 200 トンとします。

関連して、大臣管理区分に新たなルールを設けます。消化が進まない場合に他の大臣管理区分や道県への振替えに対応する等限られた配分数量の有効活用のために、全てを配分するのではなくて、その一部を国の留保に残しておくができるとするルールを導入します。

もう一つ、留保に関連するものとしては、令和 7 管理年度において小型するめいか釣り漁業で生じた採捕の数量の超過分の扱いです。こちらは令和 8 管理年度の配分数量から差し引くことになっています。現時点で確定作業中ですが、差し引いた数量は令和 8 管理年度の当初の国の留保に繰り入れた後、当初配分数量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分することとします。

二つ目は、目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱いの案です。

令和 7 管理年度の漁獲量が目安数量の二倍を超えている、及び「数量明示」の道県で最小の富山県の当初配分数量である 700 トンを越えている「現行水準」の府県については令和 8 管理年度において配分数量を明示します。ここに該当するのは、青森県、岩手県、宮城県となります。

その他、T A C の期中変更に関して、再生産関係に基づく将来予測に依拠していないので根拠がない等の水産庁の説明に対して、案③を支持する参加者の大半が期中変更を行うことについて余地を残すことを求めたということがありましたので、これは記録として本日の資源管理分科会に共有させていただきます。

次のスライドです。

こちらは令和 8 管理年度の T A C の設定及び当初の配分の案でして、別資料において説明しますので、割愛をさせていただきます。

次のスライドです。

令和 9 管理年度に向けた漁獲シナリオ及び期中変更等の検討について、繰り返しになりますが、令和 9 管理年度以降の漁獲シナリオ等は、令和 8 年にステークホルダー会合を開催して、我々の提案について議論をさせていただきたいと思えます。

その中において、T A C の期中変更ルールは、引き続き重要と考えています。令和 7 管理年度の期中の推定手法について研究機関の方で科学的にレビューした後、その結果を踏まえて、要件の明確化等ルールの検討を水産機構の協力を得て行っていく考えです。

なお、（参考）として掲載しましたのは、令和7管理年度のTAC期中変更に関する情報です。二つ目のポツとして、冬季発生系群の加入量の値の変遷を記載しました。最初、TAC設定に用いた予測値が15.0万トン、2度目の増枠時、昨年11月5日の水産政策審議会に数量変更を諮問した際に用いました水産機構による予測値は49.8万トンでした。最終的に、令和7年度資源評価に掲載された推定値は32.5万トンで、49.8万トンの90%の予測区間の下限値を若干下回りました。こういった事実を踏まえ今後研究機関の方で当時の手法をレビューしていただく予定となっています。

16ページに移ります。

令和7管理年度のTAC管理の振り返りです。

下のスライドは、令和7管理年度の動きです。時系列でTACの変更を2度行ったこと、小型するめいか釣り漁業者へ採捕停止命令を発したこと、北海道が試験操業という形で小型するめいか釣り漁業の操業を可能とする道を開いたこと、他の希望する県において北海道と同じ取組ができるようにしたことを紹介したものです。

また、実績を記載しました融通が果たした役割は非常に大きなものでした。

このほか、国の留保のうち大臣許可いか釣り漁業への追加配分見込みとしていた2,400トンの他の大臣管理区分・数量明示の府県への振替えがありました。令和7管理年度に起きた非常に大きな出来事だったということで、資料には掲載できませんでしたが、この場を借りて報告と大臣許可いか釣り漁業に対するお礼を申し上げたいと思います。

その結果としての現状を示したのが次のページの上のスライドです。

TACは2万7,600トンですね。これに対して2月12日時点の漁獲の総量は2万6,700トン、消化率は97%となっております。

下のスライドに移ります。

先ほど、令和8管理年度においては、「現行水準」の府県であって一定の要件を満たしたところは、配分数量を明示することとしたと説明しました。ここでは、「現行水準」の府県について、目安数量と2月12日時点の漁獲量と消化状況を示したものです。

繰り返しになりますけれども、漁獲量と目安数量の超過率を両方の要件を満たした青森県、岩手県、宮城県につきましては、令和8管理年度から配分数量を明示し、その中で漁獲量の管理をしていただくこととなります。

最後は参考資料ということで、時間の関係もありますので割愛させていただきます。この後、質疑応答のところで必要に応じて使わせていただきたいと思います。

22ページをお願いいたします。

「するめいか」の資源管理方針である資源管理方針別紙2-12の変更の案です。先ほど説明したもののほか、小型するめいか釣り漁業について、令和7管理年度において特定の地域における漁獲の集中等、地域間に不公平が生じていると指摘があること等を踏まえて、この大臣管理区分に期間別管理を導入することが盛り込まれております。

変更の案につきましては、ステークホルダー会合と同時並行で、漁獲シナリオのところは現行を維持する案と、「米国管理方式」とする案の二つをお示しする形でパブリック・コメントの手続を開始しました。それぞれの案を支持する意見、またそれぞれの案の問題を指摘する意見等、多くの御意見を頂きました。水産庁としては、頂いた御意見を踏まえつつ、本日御説明した内容で諮問させていただきます。質問に対する回答は、しかるべく手続を踏んだ上で、後日公表する予定としています。

軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正をしたいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和8管理年度のTAC設定及び配分の案を説明します。

25ページをお願いいたします。

まず、TAC設定の考え方につきましては、既に説明しましたので割愛させていただきます。令和8管理年度のTACの案は6万8,400トンとなります。

1ページめくっていただきまして、配分に移ります。

超過リスクを考慮して定める国の留保は200トンとしました。TACからこれを除いた分について、過去3か年、令和3年から令和5年の漁獲実績の平均値に基づく比率等を用いて、配分量を算出します。以後、これを算出配分量と呼びます。

次に、大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認めるときには、算出配分量の一部をこの大臣管理区分、数量を明示した都道府県または当該大臣管理区分以外の大管管理区分に追加配分するためのものとして、国の留保に残しておくことができる旨の資源管理方針の規定を設けたところ、これに則しまして大臣許可いか釣り漁業では算出配分量1万200トンのうち7,200トンを国の留保に繰り入れることとしました。

これらの処理を行った後の当初配分は、28ページの別紙に掲載したとおりです。

全体、大臣管理分と知事管理分、それぞれの数量を示しています。

※2で示しますとおり、小型するめいか釣り漁業におきましては、超過分のうち令和8管理年度の配分数量から差し引く分、これが確定しましたら令和8管理年度の国の留保に

繰り入れた後に、算出配分量の比率に応じて「数量明示」の道県に配分することとします。併せて、差し引く数量に応じて、今後、大臣管理漁獲可能量の変更を行うこととなります。

次のページに移ります。

最後になります。こちらは漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更に関するお願いです。

まず、令和7管理年度においては、資源管理方針に定めたルール、いわゆる「75%ルール」に則して行う国の留保からの配分に伴う数量の変更、及び実施要領に則して都道府県の間、または都道府県と大臣管理区分の間、または大臣管理区分同士の間で行う融通に伴う数量については、水産政策審議会に事前に了承を得て事後報告で対応させていただいているところです。

令和8管理年度においては、以下の三つについて事後報告で対応できることとしたいと考えています。

なお、国の留保の設定の考え方に伴いまして、令和8管理年度においては「75%ルール」に則して行う国の留保からの追加配分は行いません。

一つ目です。こちらは継続です。実施要領に則して行う融通に伴う数量の変更です。

二つ目です。資源管理方針に基づき国の留保に繰り入れられた大臣管理区分の算出配分量の一部をその大臣管理区分に追加配分する場合、または当事者間の合意に基づいて相手方に追加配分する場合に伴う数量の変更につきましては、今回新たに事後報告にさせていただきたいと考えています。

三つ目は、小型するめいか釣り漁業に関係するものです。この大臣管理区分におきましては期間別管理を令和8管理年度から導入することになりました。これを受け、前半、4月から11月までの漁獲可能期間の終了に伴い確定した未利用分は、国の留保に入れた後、後半、12月から3月までの大臣管理区分に追加配分を行うこととしており、これに伴う数量の変更を事後報告で対応をいたしたいと考えています。

事務局の説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○木村委員 去年に比べてT A C設定が大きく変わりますよね。その根拠は何でしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

今回の決定の合理性を求めるとすると、現状のTAC管理の最大の課題となっている将来予測について、これが非常に難しいということ。また、将来予測に基づいてTACを設定し管理をする現状に対して、特に今回、令和7管理年度に起きたことを通じて信頼性が揺らいでいる中で、将来予測に依拠していない漁獲シナリオに変えたところとなります。

○木村委員 そうすると水研から出てきている資源量の将来予測というものも、これまでと考え方がちょっと変わっていて、計算方式が変わった結果、資源量も大きくなるというような推定が出たという理解でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

水産機構から出していただいた将来予測に依拠しないという意味において、その結果として出た数字がTACになっております。ありがとうございます。

○木村委員 あともう一つ質問なんですけれども、先ほど大島さんの方から幼生の輸送と、それから産卵環境が変わったということが大きな理由であると、2025年増えた理由で。そうすると、輸送分散のプロセスから言うと、東シナ海の南側で産卵が多くなってくれば、総量として粒子数どのぐらいとなるかちょっと分からないですけれども、一定の粒子数を与えたいと思いますから、そうすると分散していくものが北の方に、産卵回遊が北の方であれば、もちろん対馬暖流海域に行くのは当たり前のことになるんで、それはそうだろうと思うんですね。この結果そのものは。ただ、もう一つあるのは、去年の段階で産卵可能海域がかなり北に広がっているという理由は何なんでしょうか。

○水産機構部長 まず産卵可能域に関してなんですけれども、ここ数年はどちらかというところと改善されていたんです。ですので、北側にも大きく広がるような産卵可能域は形成されている。むしろ2025年の加入を生んだときの方が若干この北側がシュリンクして、南側のボトムが広がるような形になっていたというところですね。実際、それは調査船でも観測したんですけれども、仔稚魚調査のときにこの南側の海域で比較的多くの稚仔を採取したというところがあって、我々としては仮説としてはこの太平洋側に流れやすい南側のところで、ある程度一定の産卵があったんだろうという仮説ですよ。

○木村委員 そうすると、今ここ数年その傾向が強いということですから、改善する可能性があるという理解でもよろしいのでしょうか。

○水産機構部長 ありがとうございます。

まずは、今年の加入を生む産卵環境というのがどれぐらいなのかって早めに把握しなきゃいけないというところがまず先決ですけれども、もし、近年の傾向を保つのであれば、

もしかしたら、というところはありませんけど。ただこれやっぱり今年の結果を早く見なきゃいけないというところではあります。

○木村委員 そうですね。だから観測船、燃油代も高い中でもって運航は大変だろうと思いますけれども、是非、調査をきちんとやっていただいて、その上で今、将来のことも考えて、海洋環境の改善もあり得るということであれば、このTAC設定は極めて妥当な数字だろうと私は思います。

多分、これからいろいろと議論があるだろうと思いますけれども、今、私自身も頭を整理しなかったもので、これで了解をしたというふうにさせていただいて、今日、ちょっと私、時間がありませんので、ここで失礼させていただいて、言いつ放しで申し訳ないんですけども、是非、集中して審議内容に沿った内容でこういう議論を手短に済ませていただくのが、私ここで失礼する立場としては、要望として申し上げておきます。

以上です。

○山川分科会長 御意見どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○岩田特別委員 時間が押している中すみません。小型いか釣りの代表として一言お話をさせていただきます。

今年約半年間、本当にスルメイカの問題で、この審議会の貴重な時間を割いていただきまして、まずもってありがとうございました。いろいろまた重ねて採捕停止命令という前代未聞の経験をさせていただきまして、皆様にも御迷惑を掛けましたことを改めて陳謝したいと思います。

ただその中で、一つだけ感じたことというか、この採捕停止命令によって、この意見、問題を各県の代表の皆様が県の組合員に説明をしました。私も説明をしました。大変な緊張感の中で、やはり獲る、獲らないは別にして、権利を与えないということは、非常に本人たちはショックな中で真剣に話しするためには、この資源管理に戻ったTACというものを、丁寧に説明をしないと納得してくれなかったんですね。幸い、幸か不幸か、私も一生懸命丁寧にこういう問題があったんだよ、審議会でこういう問題があったんだよ。いろんな問題を全部丁寧に話して、何回か話しているうちに、幸い、だんだんと分かってくれました。

痛感したことは、やはりこの漁業者の一部の理解ある漁業者が資源管理及びTACを理解しているのはもちろん有り難いことですが、こうやって各県に跨いだ地域に根ざした

漁業者にやっぱり理解してもらおうと。本来、水産庁の方針としての資源管理、どうも取ったTAC法というのは、やっぱり全漁業者に理解してもらいたいというのが目標じゃないかなというふうにしたもので、全く自慢にもなりません、こういう機会じゃないとなかなか地域で浸透できなかったんじゃないかなということでは、私は鳥取県ですけど、長崎や青森や北海道や大きなところも大変苦勞はしていると思いますが、皆さんが丁寧に説明していると思います。必ずやこのことは、日本の水産業に対して一つのいい意味での貢献になったんじゃないかなというふうに思っております。

また、その中で、今年からTACに基づく情報のやっぱり迅速化ということの宿題を挙げられました。大きな宿題だと思います。我々にとっては、先ほども言ったように、やっとなんか分かってきたんじゃないかな。各地域に根ざした皆さんが。その人たちが本当に分かってくれば、この迅速化にもちゃんと応えられるんじゃないかなと。非常に苦勞すると思います。だけど、そこは水産庁の皆さんも温かい目で見えていただいて、努力しますから、そのところだけは分かっていたいただきたいということと、大変、半年間ありがとうございましたというお礼の挨拶です。

以上でございます。

○山川分科会長 貴重な御意見どうもありがとうございます。

○釜石特別委員 ありがとうございます。

私の方からも、今、岩田特別委員がおっしゃったのとちょっと似通った話がありますのでお話をさせていただきたいと思います。

まず、小型するめいかの皆さん、この自分が大臣管理の漁業だということをあまり理解されていない方がいらっしゃったんじゃないかなと感じるところが多うございました。令和7管理年度においてはですね。なので、まずこのTAC設定もそうですけど、大臣管理区分の漁業で皆さんは採捕されているというのを、やはり丁寧に浸透させる必要があるというふうに私も感じました。そこはやはり丁寧に拾っていかねばならないんだろうというふうに思います。

それから、新聞報道等でありますけれども、小型するめいか釣り漁業者の人たち、許可の枚数と言ったらいいのか、許可の数だけ大きく報道されていて、実際の隻数ってあんまり報道はないと思うんですね。日本のEEZ内の小型するめいか釣り漁船。大臣管理区分の小型するめいか釣り漁船って何隻あるんですかという素朴な質問です。そこが水産庁さんでちゃんと数を把握されていますか、というところです。どれだけの船がいかを獲って、

漁獲報告をして、それが超過に至ったのかというのがはっきり把握されてなければ、やはり次年度の改善につながらないであろうというふうに考えるので、まず、これは質問としてお話をさせていただきたいと思います。

それからの水研機構さん御説明ありがとうございました。ですけど、私、これ令和6年11月の資源管理分科会議のときに、当時スルメイカ、全然TACの設定が大きい割には獲れないじゃないか。沖合底びき網しか獲れないという話を皆さんからされたわけです。私は三陸沖の現状をここで報告をさせていただいて、そしてこういう地域でいかは獲れていますよ。ですけど、いか釣りとか大中型まき網には獲れない状況にあります。ただ、資源はあるであろうという話は、ずっとそこから去年もこの場所でさせていただいていました。

実際に去年も、私、実は三陸沖で水深120メートルから400メートルまで底びき網でイカが敷き詰められている状況にあって、それは採捕停止命令を受けないように、そのスルメイカを避けて操業していました、という発言をここでさせていただいていました。

その当時から、やはり再生産関係の資源調査というのはやっておくべきだったんであろうというふうに考えます。ちょっと1年間遅かったんじゃないかというふうに、感じるどころです。

日本海側の中型いか釣りのお話をちょっとさせていただきますと、去年の6月から12月までは僅か3隻しか操業実績がないというふうに、私ちょっと調べた中ではあるんですね。来年の5月以降、中型いか釣りですよ、やはりどのぐらいの隻数が日本海で操業するのか。これはもうゼロです、予定とすれば。そういった中で、その調査をする船。今、民間の漁船も水産機構さん、それから水産庁さんの予算をもらって調査の協力をしているかと思いますが、その調査をする船がどんどん減っていくんですね。そうすると、どんどんどんどん資源調査をする船も減っていく。資源評価がどんどん精度が低くなっていくんじゃないかという懸念があります。

そういった中で、先ほど14ページにも書いてあります再生産関係に将来予測が依拠していないことから、期中変更する根拠がないと、これ断言してしまっても大丈夫でしょうか。これ22ページのときに、資源管理基本方針の別紙2の変更の提案なされていますけど、本当にこれをなくしてしまっても大丈夫なのかなという懸念が大きいです。

ステークホルダー会合、2月4日に開催されて、私もウェブで傍聴していました。おっしゃることも分かりますけど、先ほどのスケトウダラになぞるわけじゃありませんが、本当にこの大量に湧き出してきましたという案件が出てきたときに、これで対応できますか

という話ですね。

それから釈迦に説法みたいな話になりますけれども、漁業法では国民に安定的に水産物を供給しなければならないということが記載されていると思います。スルメイカも、やはりTACの対象になっている以上、その対象魚種だと私、認識しているところです。そういった中で、本当に資源があるときに、何の根拠もない蓋をしてしまって、また罪人をつくるんじゃないかという懸念が大きくあります。その部分に関しては、もう少し考える余地があるんじゃないかというふうに考えておりますので、これは意見でございます。以上でございます。

○山川分科会長 では、まず小型するめいか釣り漁業の実際の操業隻数につきまして。

○管理調整課長 管理調整課長です。

小型するめいか釣り漁業については、大臣への届出制ということになってはいますが、その総数はこれまで公表してきておりません。県で知事許可になっているものとか、そういうデータを踏まえてつかんでいるのは、これまでも業界の方から話が出ておりますが、概ね2,000隻ということで御理解いただければいいかと思います。

その中で、実稼動数がどれぐらいかということについては、これも公表しておりませんし、我々も承知していないというのが実態であります。

○山川分科会長 後半の御意見について何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 我々とは別の考え方というのも、「学び」をお示しした上での御発言ということがありましたので、そういった御意見があったことを受け止めながら、また令和8年度、管理に取り組んでまいりたいと、そのように回答させていただきます。ありがとうございます。

○日吉特別委員 イカ、いないんですよ、中部太平洋。ほとんど獲れないです。

今日来る前に、日本定置の関係ですから、富山県や長崎県に聞いてもやっぱりあんまりよくないと。非常に悪いということでした。

これ、今、獲れているのは、今日も資料もらって、以前からもいろいろ説明していただくと、三陸のところがちょっと漁獲がよかった。だけど全国的じゃないんじゃないかと。私も今日もそうですけど、私の漁場というのは静岡県で一番スルメイカを獲る漁場なんですけど、ほぼない。それはどういう理由か分からない。

別に今回のTACのこの提案に僕は反対するわけでもないし、あれなんですけれども、ちょっとここで出た第3の米国管理方式というのを僕は初めて聞いて、これってリスク計

算してるのかな、とか、まず、それを水産庁にお聞きしたい。水研にお聞きしたい。以前
のとき、谷地さんも私も発言したと思うんですけど、そんなにお金掛けなくても、谷地さ
んも、私たち日本定置も、日本定置にすれば三千何ヶ統もあるわけですね。定点で観察で
きる。資源管理でスルメイカを。温度も分かる、環境変化も分かるかもしれない。前回の
ときに、谷地さんから全面的にデータを水研に協力したいと。僕ら日本定置も同じです。

その話があんまりスルーになって、先ほど木村さんもおっしゃっていたんだけど、高い
燃料を使ってそんな探し歩いていたことが、この評価のあんまり当たらないという結果じ
ゃないのかな。違う技法だってあったっていいはずなんですよ。谷地さんのところの漁獲
データや、谷地さんのところだったらどこで水揚げしているところが分かる。私たちは定点
で観測できる。前にも言ったかもしれないけど、気象の百葉箱みたいな感じですよ。結
構昔のデータもある。水温データもあるはず、水研に行けば。これを何で使わないのと。

前にも提案させてもらったけど、水研さんからはあんまりいい反応がない。何にも日本
定置に問合せもあるわけでもないって。その当たらなかったら、新しい手法を入れるべき
じゃん。それを水研さんにまずお聞きしたいと、1点目は。そのリスク計算をされている
米国式なんですかということの水産庁に、2点でした。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。ここはしっかり記録に残すところですが、
「米国管理方式」は米国で本当に導入されている方式と、今回、それを基に我々がやろう
としている方式の二つがあって、私は今、後者に関する御質問であろうと聞いておりまし
た。

2点目の質問について、リスク評価は行っておりません。その理由といたしましては、
リスク評価というものは、先ほどのスケトウダラ日本海北部系群の繰越しの話、ブリの繰
越し、繰入れの話で行われているように、将来予測に基づいて10年後にMSY水準を上回
る確率50%以上を達成できているのか否かという観点で行うものです。

今回、この「米国方式」を持ち出した背景にある現状の課題といたしましては、将来予
測に対して非常に疑問があると。だから、将来予測に依拠しない「米国方式」としたとこ
ろですので、将来予測と切り離せないリスク評価は行っていないというのが直球の回答に
なります。そのことにつきましては、その点において欠けているところがあるということ
につきましては我々も重々承知しているところです。

せっかくですので、米国のカナダマツイカ管理につきましては、スタートは、資源の動
向を見る限り過去最大の範囲内に漁獲を収めていけば大丈夫でしょうということで、過去

の最大漁獲量をABCとしていました。現在は、彼らのルール・メイキングに基づいてリスク評価を行って、その結果を基にした数字をABCとしています。結果として、過去最大の漁獲量を用いていたときのABCよりも、今のリスク評価に基づくABCの方が大きい数量となっています。そのように承知しているところです。

二つ目については、では。

○水産機構部長 ありがとうございます。

まず予測の方は、これまでも水政審の中でもあるいはステークホルダー会議の中でも、単年性のスルメイカに関しては加入そのものがその年の資源になると。ほかの漁業資源ですと年齢構造があるので、その前に資源があるので加入の予測が大きく変わることがないんですけども、スルメイカに関しては単年性なので、そういう意味では予測がとても難しいです。

なので、予測をどう当てるかというところに関しては、例えば、今日、お話をした中で、産卵場の環境あるいは輸送の状況というのは、これらはデータの解析あるいは水温観測といったところに基づいてやっていくわけです。そういうところに関して、精度はこれからでしょうけれども、少なくともどれぐらいになりそうなのかというところは早めに見ていくと。つまり予測の精度を多少なりともよくしていくのであれば、そういった資源量の把握ですね。資源量の把握をするのであれば、そういったところを早めにキャッチしておくというところが重要ですし、もう一つ調査を、もうその捉まえないところでたくさん調査してもしょうがないじゃないかと、確かにおっしゃるとおりかと思えます。

まずは科学的な調査というのはもう一つとして、それはどういった形で我々も改善していくということは考えていくことは当然ありますし、漁業データの活用というところも、それは例えば昨年8月28日に行ったするめいかの資源評価に関する意見交換会の中で、いわゆる三陸沖の底びき網のCPUEの情報というのも併せてお示しいたしました。それまでの資源評価の結果などと照らし合わせて、こちらの情報というのも我々としては将来的には資源評価あるいは資源量の推定の部分ですよね。そういった部分でやっぱり使っていくことをまずは検討してまいりますというところがあります。

じゃ、この後、やはり大事なこととしては、予測は多分、あまり当たらないでしょうけど、じゃ、その年に漁期になる前あるいはなるときに、どれだけ早くもう一回どれだけの資源量があるのかを早く押さえるというところが、多分、すごく大事なところなんだろうと。

これは本当に2025年漁期の我々として実際に体験したところなので、じゃ、それをどうするかということ次年度以降、我々は考えていくと。じゃ、その中で、例えば早くデータが必要です。今は小型いか釣りのCPUでもって把握をしますけれども、例えばその中で早く、例えば底びきさんの情報が得られるなら、そういったところにも活用していくことをやっぱり考えていく方向性にはあるんだろうと考えておりますので、そういったところでもしかしたら御協力をお願いするということはあるのかもしれないということがコメントとなります。ありがとうございます。

○日吉特別委員　ここでこういう言い方も失礼かもしれませんが、大変に。

本来、一番漁獲予測が欲しいのは僕ら漁業者です。だけど当てにならないよ、悪いけど。スルメだけじゃないよ。全ての魚で当てになっていない。一番欲しいのは俺らに決まっている、それは商売にしていたから。でも当たっていないのよ。ここで聖書みたいに語って。だから手法を変えなきゃいけないんじゃないかって。別に定置のものを使ってくれなくたっていいですよ。いろんな新しいことをやんなきゃ。

だからこの審議会もそうだよ。何百回もやってたって、百何十回もやっているわけでしょう。でも漁業の現場はこんなに衰退してるじゃん。

それは水産庁も同じだと思うのよ。ここでこういう言い方も失礼かもしれないけど、水研さんにも、水産庁にも。何回やってんの、百何回もやっているんだよ、140回もやっているんだ、これ。何にも浜は潤ってないし、漁業者の所得も増えてない、さっきもおっしゃっていたけど、国民が安定的に魚資源を食料で供給されていない。まずスルメイカなんか値段だけ高い。ここではスルメイカ大変だって話出るけど、ところが獲った人は、値段は全然違うよ。四、五年前とは。前も言いましたよね。値段の話はここじゃ一切出ないのよ。

もう一個、要は鮮魚どんだけいっているって話も出ない。国民がってさっきおっしゃってくれたんだけど、国民は食べるということじゃん。それは魚谷さんが言うには、いや、間接的には養殖に行っているからいいんでしょって言うわけよ。そうじゃないじゃない。何で外国人が鮮魚を追っかけてくんのよ、日本に。そりゃ、鮮魚文化というものがあるからじゃん。外国にはないよね。カキぐれえしかねえだ、鮮魚で食うなんていうのは、外国には。その文化が日本には大切だということじゃん。でも、そのことの評価が間違っているとしたら、やっぱり反省もあるじゃん、普通は。

それは国の機関もそうかもしれないけど、検証だってあるはずじゃ、間違っていたら。

それ以前、俺は大島さんにお聞きしたら検証していると、資源のところが間違っているかどうかって。でも俺たちは見えてこない、そんなものは。だから言っているだ。谷地さんだってそうだよ。そんなのうちだってウェルカムじゃないよ、別に、日本定置だって。そのデータを出すなんて面倒くさい、そんなこと。

だけど協力するって言っても、今はもう、大島さんもあんまり積極的じゃない、聞いているには。沖底のやつもいいよ。沖底の人も言いにくいけど。要はね、ソナーばんばんでね、そのやつも入れてよ、沖底のやつを使うなら。以前の沖底と違うのは、ソナーのデータがどこに加味されてんですか、それもちょうと答えて。

ソナーが全然違うよ、15年前とは。今まで見つけられないものまで見つけられるようなソナーになっていて、それで漁獲データをそれで取って、何が正確なものが出るのよ。科学と言うなら、電子機器の性能アップも入れてよ、それに。水産庁にお願いしたいよ。全然違うよ、電子機器は。定置すらついてんだよ。俺、今ここでも、前も言うじゃん。ここでもうちの網の中見れるのよ。400年も歴史のあるようなやつが。それがついているのに、ソナーのやつも入れてよ、じゃ。その沖底のやつ取ってるって言い張るなら。15年、20年前とどんだけ違うか、今の電子機器の性能アップが。科学だったら、それ入れるべきじゃんかよ。

以上です。お答えは結構です。

○山川分科会長 御意見いただいたということでよろしくお願いたします。

○谷地特別委員 谷地でございます。

先ほど釜石特別委員からもありましたけれども、やはり前回のこのステーキホルダー会合でお話出ましたけれども、この期中での変更。今回、6万8,000トンに対してはないということで、それに対してやはり期中変更、追加配分あった方がいいんじゃないかという意見も多々ありました。しかし、結論から言うと期中追加配分はないということです。

本来であれば、我々漁業者は安心して操業したいということになれば、追加配分があってもいいんじゃないかと思う反面、じゃ、この6万8,000トン全員が全部消化できるかと考えたときには、やはりなかなか獲れる人は獲れるかもしれないけど、獲れない人は獲れないかもしれないということになれば、我々、大臣許可中型いか釣りが考えたのは、取りあえず我々に配分されるだろう1万トンに対して、取りあえず3割運用してみましよう。その3,000トンで運用してみましよう。7,000トンは国に預けておいて、これは必ず我々が1万トン獲るように努力するんですけども、やはり追加配分がないという現状の

中で、3割だけ先に頂戴して、3,000トン、7,000トン、7割は一度国に留保を
していただいて、期中で我々大臣許可は見直しをして、いや、これはもうちょっと獲れる、
いや、この分は獲れないというのであれば、今年度のように他の漁業種類の方に融通する
という考えで考えております。ということになれば、本来であれば釜石特別委員の言うど
おり、この期中で追加配分のルールをした方がいいというのも、私たち漁業者は、本当は
そう思うんです。ただ、それがかなわないのであれば、やはり我々漁業者も融通し合うと
いうことをしていかなければならないのかなと思って、こういう決断をしたところでござ
います。

あともう一つ、日吉委員の言うとおりでございます。我々中型いか釣り船は、毎日北緯
何度、東経何度、そして今日1日何ケース獲ったかということ、水温と潮流かな、それ
を、JAFICを通してメールで報告しているところでございます。是非とも日吉委員の
言うとおりに、我々は、これは何で報告しているかというのは、TAC管理で報告してい
ると、現状です。毎日、今日獲ったのも、明日の02時ぐらいに船頭たちがやるのかな、前
の日にやっても、必ずこれ毎日やっています。これは何のためかということ、TAC報告です。

できればこれを資源調査の方に御利用していただければと、私からもお願いして意見と
してお願いします。

以上です。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

○三浦委員 資源管理というか資源調査のことでちょっと教えていただきたいのですが。

私の記憶が確かであれば、つい2年ぐらい前までは、秋季系群が限界管理基準値を下回
っておらず、今回増加した冬季系群が限界管理基準値以下でしたよね。秋季系群はしっか
り獲れていたのがたった1年間で、秋季系群は限界管理基準値を下回ってしまい、冬季系
群がそれを大幅に上回っている。

このようなことが起きている中で、どうしてこういったことが起きているのかと、いろ
んな学者に聞くと、やはりローカル系群もこのほかにいるんだと言う方もいらっしゃるま
すし、非常に予測ができないというのは全くそのとおりだと思います。

そうした中で、これは別に責めるわけでも何でもなくて、2025年には黒潮大蛇行も終わ
って輸送が変わってきたこと。それから漁獲量と産卵場所も違って来たという中で、この
2026年は今の段階で、どのような傾向が見られるのか。そういったことが早めに分かっ
ていけば、今年もちょっと多くなるんじゃないかとか、そういう予測の仕方を変えていくと

か、調査の仕方を変える。そういったことを日吉特別委員をはじめ様々な方が言ってきた中で、そういったことが先に分かれば我々漁業者も安心するということがありますので、もう少しそういったことも考えながら、従来やってきたものが当たらないのであれば、反省してやり方を変えていく中で先に進んでいくということをやらないと、トライ・アンド・エラーではないですが、従来からずっとこれは科学だ科学だ、これが正しいんだというのではなくやっていただきたいと私は思っています。

よろしく願いいたします。

○山川分科会長 これも御意見いただいたということでもよろしいでしょうか。

○津田特別委員 ありがとうございます。

僕は去年の増枠のときから同じことを何回も言っているんですけども、今、やっぱりスルメイカの資源量としては、冒頭に説明あったように、非常に厳しい状態にあると。この10年、20年でもものすごい下がっているという中で、今、本当にやらなきゃいけないことというのは資源を回復させるということが、多分、最優先でやらなきゃいけないことだと思っているんですね。去年はああいうことがあって、じゃ、今年1年暫定的に令和9年からきちんとした形でやっていこう。ここまではすごくそのとおりだなというふうに思ったんですけども。

それで今回持ってきた、アメリカ、カナダマツイカ方式というのが全くちょっとよく分からないと。これまでずっと将来予測に基づいて、MSYに基づいて、どうやったらその資源が増えていくかというところをみんな考えながら、苦労しながらやっているところが、全くそういうリスク分析もされていないものをぼんと持ってくるということ自体が、これまで積み重ねてきたものを全て無視しているというか、何か全く理解ができません。

さらに今回、カナダマツイカ方式というのがよく分からなかったんで、僕なりに調べてみたんですけども、結局、これ、現状アメリカで別に使っているわけではない話じゃないですか。過去に何かそういうことをちょっと実験的にやってみたことあるよ、ぐらいの話であって。しかもこのマツイカが安定した資源だったとか、低利用だったとか、分布域の本当一部分でしかやっていないとか、何かそういうところで本当に信用足り得るのかなというのがすごく感じるんですね。

それで、これ持ってきた6.84万トンという数字なんですけど、ここ数年間の資料にありますけど、2020年からの漁獲実績でもこの5年間、今ここに載っているもので言うと、2022年の3万6,000トンというのが最大なわけであって、その倍近くの数量が出てくる

というのが、これ全くちょっと理解ができないというところだと思うんですね。

先ほど来、調査の手法においてもっとやり方があるんじゃないかというのは、正にそのとおりで、漁獲側でそのとおり獲っている情報を提供するというのもできるんですけども、やっぱり最近の技術開発がすごくて、逆に市場において水揚げした情報をリアルタイムにクラウドに上げていくような仕組みというのも、もう出始めています。

実際に鹿児島島の漁協でそれを導入した事例が出てきたんですけども、特別なことやっているわけじゃないんですよ。普段、市場で水揚げしたときに、はかりにかけて目方を測って、それでメモしてみたいな一連の流れがあるときに、そのはかりのここにカメラがついているんですよ。それで、よいしょってというふうにそこで測ったときに、ピッと押すと、それが魚の写真も撮れるし、何の魚種なのかもAIで判別して、例えば同じ5キロだとしても、それが5キロのものが1匹なのか、1キロのものが5尾なのかみたいなのも全部リアルタイムで分かるんですよ。それを自動的に、もうクラウドに上がるという仕組みがもうできちゃったんですよ。

なので、その漁獲の現場でもそういうのを使いながら、市場のところでもそういうのをやるということで、二重にやっていけばリアルタイムでその資源量だとか、大きさも分かると思うんですね。何キロじゃなくて、もう大きさも分かると思うので、そういったものもできると思うので。申し訳ないですけど、安易に何かよく分からない、どっから持って来たのみたいなこの方式、アメリカでも使っているのか使っていないのか分かんないようなものを持ってくるんじゃないかって、やっぱりその辺、去年もずっとそういうふうに資源に影響を与えないようにって言って、そのとおり皆さんに納得してもらって、採捕を停止してもらって、納得してもらって、先ほど話もあったのに、何かそれを完全に無視しちゃっているような、こういうやり方やってしまうのはいかなものだと思うので、その辺は御検討いただきたいなと思います。

○山川分科会長 では米国方式について、赤塚室長からコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

「米国方式」ですね。私たちが勉強した、持っている情報をもう一度再精査してきた中で得た認識は、現時点でも米国水域のカナダマツイカに対して、米国の地域漁業管理委員会が、同じ考え方でTACを設定していると。その基となるABCを出していると。具体的には4万トンと承知しているところです。4万トンの出し方につきましては、私の理解ですと、トロール調査の情報と、あとは彼らのリスク・ポリシーの下で、過剰漁獲となら

ないことを確保することでやっている。結論としては4万トンの範囲内であれば過剰漁獲が起きるリスクは少ないということを確認した上でABCを設定している。

漁獲で見ると、2020年以降漁獲が急減しています。その中であってもABC 4万トンを維持することについては大丈夫だというのは、リスク・ポリシーに基づいた評価において許容できるとされているためです。

ただし、そのほかのところについては、今回、このような御意見をいただいたということに重く受け止めています。我々のミッションといたしましては、令和8管理年度は将来予測に依拠しないというところに重きを置いた暫定漁獲シナリオとして、その中でこの1年間しっかり議論して、漁業法に基づくスルメイカのTAC管理の現時点で最善の形を作ることだと考えています。

そのところと、その中で持ち出しとする部分について、こういった御意見いただいたということは本当に重く受け止めて、またしっかりとやっていきたいなと思います。リスク・ポリシーについても前半で取り上げた資源における繰越しの上限はリスク評価に基づいて設定してきたものであり、我々のこれからの挙動において大事なものになりますので、そこはしっかりと受け止め、正に今回の議論の中で出てきたものを生かして、令和9管理年度に向けてしっかりとやっていくということで、今日頂いた意見も本当に重く受け止めて、我々としては取り組んでまいりたいと思っています。

○津田特別委員 すみません、ちょっとだけ追加でコメントで。

今のリスク・ポリシーの話なんですけれども、今回採用しているものだとか、もう結局2025年度がすごくよかったということが、結構、前提なっているような気がして、これが本当に2025年だけだったのか、今年も続くのかというような、そこが分からない中で、2025年が特別よかったのを、何かそこだけを持ってくるというのはすごく危ないなというのは思いますし、昨今、本当にイカの問題をきっかけに、日本中でかなり水産物の資源管理に対する関心が高まっているというのはものすごい感じていて。

前回のステークホルダー会合の後、2月4日の次の日の5日かな、日経さんが書いた記事、皆様も御覧になったかもしれないですけど、やっぱりSNS上でもものすごいことになっているんですね。業界の人だけじゃなくて、いやあそのあれだけの数だったら、多分、業界の方だけじゃないと思うんですよ。ページ・ビュー、プレビュー数でももう103万とか、あとはリツイートも1,400、いいね2,000、コメントも100件ぐらいついていてみたいな感じで、まあ、本当に辛辣な意見なんですよ。それは本当に日本の水産政策に対する

不信感みたいなものをもものすごい書いてあるんすよ。

あとは、すごくさらに残念だと思うのが、やっぱり漁業者が悪いみたいな書き方を、すごいされているんですよ。そうじゃないと僕は思っていて。でも、どうしても強欲な漁業者が獲っているからこうなったんだみたいな感じで書かれているというのは、それは僕ら本当、漁業者の仲間いっぱいいますけど、歯を食いしばってやっている人たちに対する本当に失礼な話だし、そういうふうに思われたくない。やっぱり、そういうことが続くからこそ、この担い手不足とか、そういうのにもつながっていくような気がするのです。

やっぱり今回こういうことを機に、改めて本当に日本の水産をよくするという事で、イメージをアップしたりだとか、本当に襟を正してやってかないと、本当、この先誰もこの業界に就く人がいなくなるし、となるとやっぱり地方の産業というのもすごく廃れてしまうと思うので、本当に今回をきっかけに、みんなで本当に日本国民、すごく今、関心高まっていますので、よくしていけたらなと思います。コメントなので回答大丈夫です。

○山川分科会長 魚谷部長からコメントがあるということです。

○資源管理部長 先ほど、これまで積み上げてきたものが無視される、みたいなお話がありましたので、私、新しい漁業法になったときに資源管理推進室長をやっている、このMSY方式への移行をずっとやってきたので、個人的な思いになるかもしれませんが、それについてコメントさせていただきます。

特にスルメイカについては、このMSY方式に移行するときも、いろんな方々から、そもそも単年魚にMSYってあるのか、というコメントからある中で、私自身は、ステークホルダー会合等々で、いや、法律に書いていますから、というところを後ろ盾に、これやるんです、ということで進めてきました。当初は、正に予測が大きくぶれるということで、前年同にして、どういうやり方にするかももう一回検討しようという中で、「3年固定」というのをやりました。それはうまくいかなかったということで、去年については、もう「3年固定」はやめるけれども、上振れしたときの対応として、期中変更というルールを入れた。それも、必ずしもうまくいったとは言えないんだと思います。実際に現場で。

ですので、「積み上げてきたもの」って、自分がこの数年やってきたことって何かというと、失敗の積み上げです。正に、将来予測が当たってこなかったということなんですね。そういう前提で、どういうやり方を模索するのかというときに、やはり、依然として1年限定でも「将来予測に基づいてやりましょう」ということに対しては、恐らく皆さんの理解は得られないんだろうということで、この米国方式というのを持ってきたものです。こ

れは、4年前に、その「3年固定」になる過程で検討した選択肢の一つではありません。

考え方としては、過去の最大実績があったときの漁獲割合で、近年の資源量レベルに対して獲りましょうということで、これはそういう漁獲割合で獲った結果として、資源は崩壊していない、という経験則的なものだということだというふうに理解しております。

4年前にそういうのを俎上に載せて採択しなかったというのは、4年前については、それは、パーマナントな漁獲シナリオというか、要は、3年なり5年使うという前提で考えると、これは駄目ですね、というような判断をしたわけですがけれども、今回、その、1年間の暫定的なものとしては使えるだろうという判断です。もちろんいろんなリスクを考えれば、御批判があるというのは、十分、我々も理解しておりますけれども、我々、こういう難しい資源について、どうやりましょうというときに、やはり皆さんに信頼してもらえらるってのは非常に重要なことでありまして、今回は、そういう観点を優先して、まずは1年間はこういう形で将来予測に依拠しないということをやろう、ということで、これも選択可能なオプションであるということで提示をしたということでございます。そういう背景については御理解いただければと思います。

またいろんなデータをこの資源評価に使っていただくというのは、そのとおりだと思います。ただ一点ちょっと申し上げておきたいのは、そういう漁獲のデータなんかを使えるものというのは、予測の部分ではなくて資源量推定、要は今年どれだけいるんですかということなんだと思います。今、特に問題になっているのは、その予測の部分。もちろん、推定についても、沖底のデータを使っていないとか、いろいろな御批判ありますけれども、予測が、その過去40年間のデータを基に均した再生産関係が、今、本当に使えるんですか、当たっていないということは使えないんじゃないですか、ということなので、そこは、恐らく皆さんから頂く漁獲データなり何なりを使う部分とは別の問題点だというふうに、私自身は理解しております。

ちょっと余計なことだったかもしれませんが、コメントさせていただきました。

○青木委員 青木です。

今回、このシナリオ3というか、3番目のシナリオということで採用しているんですが、これ使っているデータというのが必要最小限のような気がしているんですね。これは今年限りということなので致し方ないかなというふうには思っています。

先ほど日吉委員もおっしゃっていましたが、使えるデータは取ろうと思えばいくらでも取れると思うんですよ。ただ水産機構さんの予算なんですけど、私この水政審の場

でも何度か言っているんですけども、足りなくて人が増やせないとか、そういう問題もあるんじゃないかなと思います。これだけ資源評価をしなければいけない魚種が増えている中で、限られた人数、限られたリソースを使って全部の資源評価をしなければいけないというところに、ちょっと無理が出てきているのではないかなというふうにも考えます。

ですので、予算の時期はまだ先ですけども、水産機構さんへの予算を増やしていけるように動いていただければなというふうに思います。去年、小泉進次郎大臣のときも、資源評価の予算はかなり増やしてもらったという理解をしているんですけど、更に増やしていかなければいけないんじゃないかなというふうには思っております。

あとちょっと最後に、大中型まき網漁業に関しての意見なんですけれども、今まで混獲のみで漁獲してきましたけれども、やっぱり混獲枠がいっぱいになってしまうと、本来目的としている魚種が漁獲できなくなってしまうので、そういったことで漁獲を止めることがないように配慮していただければなというふうに思います。

以上意見でした。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

あとウェブから東村委員が挙手しておられるということですので、東村委員よろしくお願いたします。

○東村委員 東村でございます。

ちょっと皆様の発言の流れとは違うんですが、最初から挙手をしていたので3点質問をさせていただきます。

まず主に28ページに関してなんですが、小型するめいか釣り漁業のTACが、4月から11月まで、それから12月から3月までというふうに二つに分かれていて、そのトン数もかなり1桁違うんですが、これはどういう分け方をしているのかということ。先ほど現状どういう漁船が獲っているのか、実働の漁船がどれぐらいかがよく分からないというような旨の御回答もありましたけれども、これ例えば、属地であったり、あとはこっちがいいですというので選んでいるのかとか、ちょっとそのあたりを教えていただければと思います。

もう一つの留保の件なんですけれども、国の留保は、もともとは最小限にして200トンという原則って言えばいいのかな、だけれども大臣許可いか釣り漁業に関しては、かなりの部分が留保に繰り入れられているという、この理由も教えていただきたいということです。

以上は、水産庁の方への質問なんですけど、もう一つはもし可能ならば業界の方に教えて

いただきたいんですけども、今後、融通などが行われる過程で、イカの漁獲に関わっている業種別団体というのがいくつかあるというふうに理解しているんですけども、イカ漁業に携わっている人全部を網羅するような、何かその上部団体みたいなのがあると、よりスムーズにそういう融通とかができるのではないかと私は考えています。これは水産庁がつくって、はい、この下でやりなさいというよりは、漁業者の方が自主的にそういう団体をつくった方がスムーズにいくと思っているんですが、そういう動きというか、まだただけど今後考えていますとか、いやそれはなくてもうまくいくと考えていますとか、そのあたりのことを教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○山川分科会長 まず最初の2点、赤塚室長お願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます、東村委員。

一つ目について。小型するめいか釣り漁業が二つの大臣管理区分に分かれる中で、配分数量については、私の理解だと、同じように令和3年から5年までの小型するめいか釣り漁業の漁獲実績のシェアの平均値を用いてやるものと認識しています。岩田特別委員もうなずいておられましたので、間違いなことだと思っています。

二つ目です。御指摘ありました7,200トンが大臣許可いか釣り漁業から国の留保へ繰入れることにつきましては、先ほどの谷地特別委員の御発言に対する私の理解ですけども、大臣許可いか釣り漁業の操業形態を含めて検討して、現時点でのベストな判断として、全てを最初から配分してもらうのではなくて、7,200トンについては国の留保に預け入れることとしたと。そのことは大臣許可いか釣り漁業関係者の中で議論した結論と承知しているところです。

最初の2点につきまして、私からの回答は以上です。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 あと、小型するめいか釣り漁業の上部団体の件で、どなたか。

○岩田特別委員 東村さん、一応、四者協議会というのは存在しているんですね。水産庁オブザーバーの下、一応、底びき網業界、そしてまき網業界、中型・大型いか釣り業界、小型するめいか釣り業界で、いろんなトン数の割当ての話合いというものは毎年やっております。結構、けんけんがくがくやるんですけど、参考までに言うと、私も例えば小型するめいか釣り漁業で言うと、地元の方で実はよく一番言われるのは、我々は釣りだよ、間引きだよと。底びきの方は申し訳ないんですけども、それがどんだけ資源に圧力かける

のというのはしょっちゅう言われるんですよ。

ただ、そういうことも含めて、しかしながら底びきの皆様は、原料を供給しないと、日本の経済成り立たないじゃないの、という大義名分があったりとか、いろんなそういう意見をまとめる場として四者協議会というのは存在して、個人的な意見ですけど、それ以上の上部団体はちょっと無理だと思います。

○東村委員 私の認識不足で、その四者協議会でしたか、存じ上げませんで大変失礼いたしました。既にそういう融通とかの土台がある。しかもそれは形だけじゃなくて実働もしていそうなかなというふうに伺いました。

どうもありがとうございます。あと本当にすみませんでした。

○三浦委員 もう一つ補足しますと、その四者協議会は必要があれば開いて話し合いをする。そこにはちゃんと水産庁や全漁連も入った中で話をしておりますので、しっかりした土台でやっているということになるかと思えます。

よろしく願いいたします。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では意見も出尽くしたようで、いろいろと課題はあるわけですがけれども、1年限りの暫定的な措置ということで、1年掛けて令和9年度以降どのように対応していくのがいいかということじっくりと議論して改善していくと。そういう前提の下で、本件につきましては原案どおり承認していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議ないようですので、そのように決定いたします。

では続きまして、ちょっと戻りまして、カタクチイワシ瀬戸内海系群につきまして、水産庁から御説明よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料5-6をよろしく願いいたします。

11ページをお願いいたします。

資料の説明に入ります前に、関連情報を2点紹介したいと思います。

まず、この資源については、管理年度を1月1日から同年12月31日までとしていたものを、4月1日から翌年3月31日までに変更しました。このことは、昨年11月5日に開催された水産政策審議会第141回資源管理分科会に諮問し、承認を頂いたところです。

次に、この資源につきましては、再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用を妨げる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に関する規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得ることが資源管理方針で定められております。この規定の検討を行うための提案を残念ながら準備できない状況ですので、令和8管理年度は引き続きステップ1となります。

資料の説明に入ります。令和8管理年度のTAC及び設定の配分の案です。

TAC設定の考え方です。管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオによって得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、その範囲でTACを設定します。令和8管理年度のTACの案は4万4,000トンとなります。

次のページに移ります。配分の案です。

ステップ1ですので、具体的な数量は設定しません。TACの内数として設定することとしまして、次のページの別紙のとおりとなっています。いずれも「4万4,000トンの内数」となります。

事務局からの説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、本件につきまして原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして、マサバ及びゴマサバ対馬暖流系群について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料5-7お願いいたします。

この資源に関する管理年度途中のTACの調整に関して2件諮問いたします。

4ページをお願いいたします。

最初は、令和6管理年度における暫定的な調整ルールを実行した報告となります。

まず、「管理年度途中のTACの調整に関する規則」について概説しますと、翌管理年

度からリスク評価に基づいて許容される範囲で数量を繰り入れ、使わなかった分は戻し入れることを基本形としており、この資源につきましても令和5年管理年度は基本形を採用していたところです。

これに対して、令和6管理年度の暫定ルールは、データを更新して再計算されたABCと、更に更新してもう一度計算をしたABCを用いてTACを調整するものです。

暫定ルールは、「戻し入れる未利用分」の数量が、より資源の実態、操業の実態に即したのものとなることを期待して導入したわけですが、1年間取り組んだ結果といたしましては、4ページの赤字で示すとおり、令和7管理年度の調整後のTACが盛漁期前に判明しない等、非常にこれが計画的な数量管理を行う上で支障があったことが関係者の間で再認識されました。

取り組む前も頭の中では認識されていたけれども、操業と向き合った中で実際にやってみて、計画的な数量管理に支障が出ることは大変厳しいという学びを関係者が得たということです。

5ページに移ります。

このことから、この令和7管理年度以降の調整ルールは、基本形に戻すこととし、そのことを反映した資源管理基本方針の変更の案と、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-16の変更の案について、今回、諮問をするものです。

これらの変更の案についてパブリック・コメントを行ったところ、事前に定めた基準に基づいて漁獲可能量の調整が発動される仕組みとすることについて御意見を頂いたところでありまして、内容の変更を求めるものではありませんでした。

今後、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了解いただければと思います。

6ページに移ります。

令和7管理年度以降の調整ルールに則しまして、令和7管理年度のTACの変更を行うものです。具体的には、4万5,000トン、こちらを令和8管理年度のTACから令和7管理年度TACに繰り入れることとしまして、この結果、令和7管理年度のTACが22.55万トンから27.05万トンに変わります。この変更について諮問します。

事務局からの説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等よろしく願いいたします。

○川原特別委員 御説明ありがとうございました。

お聞きしまして、水産庁のこの提案を支持したいと思います。

今後につきましては、この資源評価が12月まで待つ必要のない定率での繰入れですとか繰越しのルールの実現を御検討いただければ、実現させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、マサバ及びゴマサバ太平洋系群について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

本資源に関します令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更につきまして、資料の5-8を用いて説明します。

3ページを開いていただけますでしょうか。

まずは経緯です。

この資源につきましては、国の留保を一定量確保して、資源管理方針に定めた方式に則り留保から追加で配分することを行っております。

今回、令和7年12月22日付けで、この方式、いわゆる「75%ルール」に則って、下表のとおり国の留保から北海道に対して1,200トンの追加配分を行ったところでした。

しかしながら、その後、正に本日の水産政策審議会に事後報告を行うべく作業を行う中で、改めて我々で数字をチェックしたところ、この追加配分は誤った計算に基づいて行われたものであることが判明しました。

数量変更の内容に移ります。このことを受けまして北海道に話をしまして、この2,200トンは誤って追加配分されたものであることから、この全量を国の留保に戻すこととします。

なお、今日の2月18日時点の北海道の「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲量は、配分量に対して76.4%という状況でした。75%を超えて以降の積み上がりは少なく、道内

の主な産地・漁法である渡島地域の定置網漁業も操業を終了し、3月上旬まで網揚げをしていることから、当面の間、漁獲量が積み上がることはないということを想定しているという報告を道庁から頂いているところです。

再発の防止策ですけれども、「75%ルール」に基づく数量の算出は非常に複雑な計算ですので、我々、水産庁の方からエクセル・ファイルを配布しているところです。このファイルの中の計算式が、意図的ではないにしても、フォーマットを変える中で誤って改訂してしまったこと、また、誤った計算式で算出された数字を、我々水産庁が確認を十二分にできず手続を進めたことが、今回の原因でした。それを捉まえた再発防止は、まずはファイルをいじらないでくださいと。水産庁が渡すファイルを使ってくださいということの徹底と、こちらも当然のことをございますけれども、私含めて追加配分申請の内容確認をしっかりとやって、ヒューマン・エラーを少なくする努力を払うことの2点となります。

報告は以上です。

繰り返しになりますが、北海道の都道府県別漁獲可能量を変更することについて諮問するものです。

以上となります。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの件につきまして。

○薮田委員 日かつの薮田でございます。

この件に直接ではないんですが、水産庁さんが指定するファイルの変更をしないというのは、これは当然ではあるんですが、なぜそれを変更するに至ったか。我々も日報、漁獲成績報告書などを書かせてもらっていますが、若干やっぱり使いづらいところがあります。なぜそれを変更するに至ったかをしっかり分析していただいて、現場が使いやすいシート、フォーマットを作っていただくようお願いしたいと思います。

○山川分科会長 御意見いただいたということですのでよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

大事な点でございまして、我々も一度作ったものをずっと変えないということでございませぬ。そういう意味では今回、道庁が改訂したファイルのフォーマットを見ると、第三者から見て非常に使いやすくなっているという感想を得ました。委員御発言のとおり、よりよいものを作るために、良いものはどんどん取り入れてまいります。そのことを念頭に、他方でこういったことが二度と起きないように我々としてしっかりと対応してまいりたい

と思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、本件につきまして、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、みなみまぐろについて、事務局から資料の説明をお願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木です。

資料の5-10、3ページをお願いします。

時間も限られていますので、手短に御説明します。

私からは、令和8年4月から開始される令和8管理年度のみなみまぐろの漁獲可能量TACの設定及び配分等について御説明いたします。

我が国の遠洋まぐろはえ縄漁船が漁獲対象とするみなみまぐろにつきましては、みなみまぐろ保存委員会、CCSBTと呼んでいます。これによって資源評価や漁獲可能量の設定、関係国への配分量等が決定されているところでございます。関係皆様のこれまでの御尽力によりまして、みなみまぐろの資源は現在回復中でございます。

この資料の3ページの一番下の表を見ていただけますでしょうか。

この表の一番下の行のところ、令和8管理年度(案)というところを御説明いたします。

CCSBTで日本に対して配分されている国別配分量は、3年間固定されていまして7,247トン。これは他国への譲渡分を引いた日本の国別配分量になります。これに右側の608と書いてありますが、これが前年度からの繰越分になります。これは、まだ今年度漁期中途ですので、推定も含めた形での608トンになっています。これを足した右側の7,855トンが漁獲可能量、TACになります。ここから放流・投棄分に相当する国の留保として170トン进行差し引きまして、一番右の7,685トン、これを最終的な大臣管理漁獲可能量として設定するものでございます。

説明は以上になります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○藪田委員 170トンの留保枠に関しましては、業界としても利用可能な割当量をしっか

り有効利用を更に促進してまいりたいと思っていますところ、有り難い御決定でありますので、今後も実態を踏まえた対応をお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

○日吉特別委員 以前のときもお聞きしたんですけど、みなまぐろの、私も藪田さんと同じ静岡なので、蔵がっぱいだっていう話をよく聞くんですけども、魚価の低迷だという、ちょっとこのこととは関係ないかもしれませんが、その後、以前、その話をこの席でさせていただいたその後、マーケット的にはどうなんだろうかって、把握されていますか。

○かつお・まぐろ漁業室長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、みなまぐろは、くろまぐろと同じか、それに次ぐぐらいおいしいということで、非常に通の人というか、よく知っている人には非常に人気の高いものなのですけれども、一般的には知名度が低いところもあって、値段もなかなかというところがございます。今、藪田委員もお話ありましたが、日かつ漁協さんの方で、昨年11月に「みなまぐろフェス」というのを、たしか有楽町の駅前で開催しまして、みなまぐろの知名度を上げるために、「知らないままじゃもったいない」とか、「通は俺を選ぶ」といったポスターを作って、何とか知名度を上げようとして努力されています。その結果というものもあるのかもしれないですけども、最近になって、みなまぐろの値段も少し上がってきているような状況でございます。産地市場の価格ですと、令和6年の1年間平均で大体冷凍のみなまぐろで1,654円でしたが、令和7年の1年間平均で1,868円となっておりますので、全体的に魚の値段も上がっている中で、まぐろの値段も上がってきたような状況になっているかと思えます。引き続き応援をよろしく申し上げます。

○日吉特別委員 よかったです。実は、ホンマよりおいしいと思っているんですけど、個人的には。ありがとうございます。

○青木委員 この2番の(2)のところ、大臣管理区分への配分及び留保のところの資源管理基本方針別紙2-3の第6って、どういったことでしょうか。ちょっと放流・投棄分が100トン以上で多いかななんて思ったものですから。お願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 基本方針の別紙2-3の第6に書いてあることを申し上げますと、「管理年度の前々年3月末までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を決定し、残りの全量を第5の大臣管理区

分に配分する。」ということで、CCSBTでは、投棄分を漁獲量に入れていくこととし、投棄分のほか、放流した分のうちの一部は恐らく死んでいるだろうという推定の下、その分をTACに入れるということにしていまして、その分を見込んで、国で一括して留保枠に入れていることで、全体として日本が国際的に認められたTACを超えないような形で管理しているということでございます。

○青木委員 分かりました。説明ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんようでしたら、本件につきまして原案どおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次は諮問第500号になりますけれども、この後の協議事項で取り上げる案件と内容が連続していることから、諮問第501号を先に取り上げます。事務局から資料の説明をお願いします。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。資料8-1を御覧ください。

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令案についてということで、諮問文につきましては、この資料8の1ページのとおりですので、読み上げは省略いたします。

内容について御説明いたします。

1枚めくって3ページを御覧ください。

海洋水産資源開発促進法に基づきまして、増殖や養殖に適している海域など重要な海域を開発区域または指定区域ということで指定しておりまして、こうした区域内での開発行為については届出をすべしという規制をかけております。

こうした中で、1の趣旨のところにありますように、海洋再エネ法が改正されまして、洋上風力発電の設備の設置等が、この海洋水産資源開発促進法に基づく開発区域ですとか指定区域の中で行われるようなことも見込まれる状況となっております。

他方、この趣旨のところにありますとおり、海洋再エネ法による発電設備の設置などは、この法律に基づいて漁業に支障がないというような要件を満たしており、知事や農林水産大臣への意見聴取ですとか、それから国土交通大臣をはじめとする関係大臣の許可を経るなどして行われる行為であります。このためこの海洋水産資源開発促進法の施行令を、政令を改正して、海洋再エネ法に基づく一定の行為を届出を要するところから、適用しない、

除外するというようなことを担保するための政令改正を行うというものであります。

3 ページの2の改正の概要のところを御覧いただきますと、今、言ったようなことを条文上に反映させるということで、(1)については開発区域に係るものとして、土砂の採取ですとか、海底の掘削、切土、その他の海底の形状を変更する行為等を定めることとしております。

3 ページの一番下のところですが、(2)として指定海域における行為で届出を要しないものとする行為につきましては、この一番下のところにある土砂の採取、それから次ページへ行っていただいて、土砂の採取または除去を伴うもの等々ということで定めることにしております。

その次、3の今後のスケジュールですが、海洋再エネ法の改正法の施行日が本年の4月1日ということになっておりますので、政令もそれに合わせて施行することにして、各スケジュールを進めてまいるということになっております。

次の5ページ御覧ください。

これ改正法の改正の政令案の条文です。その次に新旧対照表が掲げてありますので、後ほど御覧いただければと思います。

ただいま御説明しました政令の改正については、スケジュールの都合上、現在並行してパブリック・コメント手続を実施しております。現時点で意見等の提出はないと承知しております。

最後に、今後この原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度、分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については、分科会長御了解の上で修正したいと考えておりますので、御了解を頂ければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○川原特別委員 ありがとうございます。

この洋上風力発電に関するということで、この政令が出ているのかと思うんですけれども、まず、二つぐらい質問ありまして、この土砂の採取というのは、着底式のものに関わる内容であり、例えばそこの地底の様子をテストするような、そういった形で決められているような内容なのではないでしょうか。それとももう本当に工事に入ってしまう段階であって、

届出を要しないというようなことなのではないかというのが1点。

あと、洋上の沖合の方の浮いている方の風力発電に関しては、これは関わってくるのだと思うんですけども、ちょっと何か具体的にどんなふうに対応しているのかなというのが分からないので、教えていただければと思います。

○管理調整課長 まず1点目の方は、イメージとしては、本工事ですね。全て整って海洋再エネ法の方の手続が、本体工事着工ということの段階ということだと考えております。

それから2点目の方は、浮いているものは基盤もやっぱり作らなきゃいけないので、そこでいわゆる海底にケーソンを打つとか、そういうのがあればということもそうですし、それから発電したものは地上に送らなければいけませんので、海底ケーブルなんかも設置するというようなことも踏まえて、海底形質の変更が起こる工事があり得るということだと思います。それを、届出を不要にする。全体としてのコンセプトは手続の合理化ということですので、屋上屋を重ねるような届出を必要としないことにすることでございます。

○川原特別委員 分かりました。ありがとうございます。

一応、ここで漁業への支障がないことがまず前提だと思いますので、そのように共存ができるような形で進めていくようにしていただければと思った次第です。

よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○日吉特別委員 先日、東京都が私たち伊豆諸島で大規模な洋上風力発電をするということで、今、管理調整課長がおっしゃった一番心配しているのは海底ケーブルです。東京都って言っても、ほぼ伊豆半島の地先みたいなところで行われる大規模な。それをどうやって本土に持ってくるのかなというところで、1回東京都は私ども組合に説明に来たんですけども、まだ来るとは言っているんですけども。その中で、伊豆諸島を利用しているのは静岡県だけじゃない、神奈川県も千葉県も、高知県も三重県も宮崎県もみんな使っているわけで、そういうところもやっぱり関係しますよね。漁場を使っているわけですから。

例えば、私たちが近いから、静岡県だけじゃないという考えでよろしいんですかね。

○管理調整課長 冒頭、大分前になってしまいましたけど、この話が出たときも申し上げましたが、いろんなプロセスがあるんですね。それこそ案件形成の最初期からシステムがはまっていくわけですけど。その中にはいわゆる関係者と呼ばれる人たちに了解をもらう

というプロセスが最初に来ますので、関係者の特定からなんですけれども。そこでもめているケースもいっぱいあって。それに厳密な定義はないんですよ。

ただし、その後ずっとプロセスを経ていくことを考えると、なるべく関係者として多くの人たちに理解をもらっていかないと駄目だという中で、どこまでというのは、ここら辺を決めて説明をしていくのは、基本的には都道府県、沖合はちょっと違いますけど、沿岸に近いところの話で言えば都道府県の仕事ということになりますので、都道府県に我々も少しいろいろアドバイスしたりとか、関係者を紹介したりしながら調整に関わっているわけなんですけれども、そこからです。そういう中で決まってくるということだと思います。

都道府県の方も、必ずしも水産部局がやるわけではなくて、開発部局の方がやるというのが定番なんですけれども、水産部局もそこに関わって、漁業関係者が誰なのかとか、誰がどう関係しているのかということも含めて関わってやるようにというようなことも、うちの方からもアドバイスをしているというようなのが実態です。そうした中で、今、その言及があった案件についても進んでいくということじゃないかと思います。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第500号について、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木です。

お手元に資料7-1の5ページをお開きください。よろしいでしょうか。

本件は、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正案につきまして、漁業法の規定に基づき本分科会の御意見を頂くものでございます。

諮問文は資料の7-1の1ページのとおりですので、読み上げは省略いたします。

5ページのところを御覧ください。

改正点として大きく三つございます。

まず一つ目が、インド洋協定海域におけるサメの魚体の所持等の制限についてでございます。

1のところを御覧ください。

インド洋まぐろ類委員会、IOTCと呼んでいますが、こちらはインド洋におけるまぐ

ろ類等の保存管理を目的とした地域漁業管理機関でございまして、この I O T C では、サメ類のフィンニング、いわゆるサメのひれのみを切り離して、それを船に取り込んで魚体は投棄してしまうという行為、これに関しまして、これまで生鮮で陸揚げする場合にだけ、このサメのひれ切りが禁止になっておりました。

令和 7 年 4 月に開催されました I O T C の年次会合におきまして、冷凍で陸揚げ又は転載する場合についても、原則としてサメのひれ切りの禁止、切離し禁止等を求める決議が採択されたところでございます。

これを受けまして、今般、許可省令を改正しまして、船上で冷凍保存するものも含めて、ひれを切り離して所持することを原則禁止といたします。あわせて、この省令の関連規定の海域を記載している順番など修辭上の修正を行うこととしています。

なお、このサメのひれを冷凍で保存するものについて、I O T C において特定の措置、例えば、サメの魚体とひれに識別番号を記載した札を取り付けた上で、同じ魚そうに保管するとかした場合には、このサメのひれの切離しが例外的に認められておまして、その例外措置につきましては別途告示で定めることとしています。

なお、このようなサメのひれ切り禁止の措置につきましては、既に太平洋の東西をそれぞれ管理する I A T T C と W C P F C でも、この禁止措置が導入されているところでございます。

次に 2 のところをお願いします。

大西洋条約海域におけるウバザメ、ホホジロザメの採捕禁止に関するものです。

大西洋まぐろ類保存委員会、I C C A T は、大西洋等におけるまぐろ類等の資源管理を目的とした地域漁業管理機関でございまして、令和 7 年 11 月に開催されました I C C A T の年次会合において、大西洋のウバザメ及びホホジロザメの船上保持、転載及び陸揚げを禁止する保存管理措置が採択されました。

ちなみに、このウバザメというのは、ジンベエザメに次ぐぐらいの大型のプランクトン食のサメでございます。また、このホホジロザメにつきましては、名前のとおり頭の両側が白いさめで、ときには人を襲うということで、有名な映画のモデルにもなったサメでございます。いずれにしましても、我が国漁船では、この両方のサメの利用実態はございません。

この I C C A T の決定を受けまして、今般、許可省令の別表第 4 を改正し、かつお・まぐろ漁業において、大西洋でこの 2 魚種の採捕を禁止することといたします。

次に3を御覧ください。次の6ページになります。

こちらは、技術的な改正ですので、細かい説明は割愛させていただきますが、端的に申し上げますと、太平洋に生息するクロマグロ、パシフィック・ブルーフィン・ツナと大西洋に生息する大西洋クロマグロ、アトランティック・ブルーフィン・ツナ、これらは生物学的に別の種でございますが、許可省令上、これまでどちらもひらがなで「くろまぐろ」と表記しておりました。その上で、転載や採捕される海域で区別をしていたところですが、昨年5月に漁業法施行規則の運用に当たりまして、このひらがなで書いている「くろまぐろ」は太平洋に生息するクロマグロ、すなわちパシフィック・ブルーフィン・ツナを意味すると整理しましたことから、大西洋に生息するアトランティック・ブルーフィン・ツナを意図して記載していた「くろまぐろ」の方は、「大西洋くろまぐろ」と記載する必要が生じました。許可省令の一部の規定については、既にこのような改正をしておるところでございますが、一部の規定についてこの改正の漏れがあったため、今回改めるものでございます。

具体的に分かりやすい例を示しますと、4ページを見ていただきますと、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、これを横にして見ていただきたいのですが、新旧対照表の一番下側の左下が現在の規定でして、読み上げますと、「大西洋条約海域においてくろまぐろを転載しないこと」という規定が書いています。この表の一番左下のところですね。

これが現在の規定ですけれども、これは大西洋において大西洋を管理するI C C A Tと呼ばれる地域漁業管理機関のルールでは、アトランティック・ブルーフィン・ツナである「大西洋くろまぐろ」のことを意図してルール化したものなのですが、これに合わせるため、今回この「くろまぐろ」と書いてある記載を、この上の段のように「大西洋くろまぐろを転載しないこと」というように改正するものでございます。

以上3点につきまして、パブリック・コメント手続を令和8年1月26日から2月24日までの期間で実施しているところでございます。現時点で1件御意見を頂いておりますが、本改正について修正を要する意見ではございませんでした。

省令の公布・施行の時期につきましては、2で記載しました大西洋のウバザメ及びホホジロザメの採捕禁止については、I C C A Tの勧告の発効時期と整合を取るため、令和8年6月18日施行とし、それ以外の改正につきましては令和8年4月下旬を予定しております。

今後、原案に大きな変更が生じる場合には、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変

更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

○藪田委員 日かつ漁協の藪田でございます。

サメに関しましては、御説明ありましたとおり、既にほかの地域の管理機関では取り入れられているものでございますので、それをI C C A Tのところでも規制がかかるということ自体には特に問題はございませんが、サメを扱うことに関しまして、これ以上、必要以上の規制がかからないようにというのは、全管理地域機関を通してかからないようお願いをしたい、漁業者の負担とならないような交渉を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、本日の水産政策審議会第143回資源管理分科会において諮問のありました諮問第496号から第501号について、答申書を読み上げます。

答 申 書

7 水 審 第 3 3 号

令和8年2月20日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和 8 年 2 月 20 日に開催された水産政策審議会第 143 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

○山川分科会長 「記」以下の文言につきましては諮問事項と同一ですので、読み上げは省略いたします。

この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書を手交)

○山川分科会長 では、続きまして協議事項に入ります。

事務局より協議事項が 1 件あるということです。事務局から説明をよろしくお願ひします。

○水産流通適正化推進室長 水産流通適正化推進室長の古川でございます。

資料の 9-1 を御覧ください。

こちらは、昨年 5 月に公布されました漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令を整備するための省令の技術的な改正を行うというものでございます。

具体的には、先ほど資料の 7-2 で御説明ありましたとおり、整備省令の中で許可省令の別表 4 中の「くろまぐろ」を「大西洋くろまぐろ」に改正するという改正を行っておりまして、こちら昨年 5 月に改正しまして、今年の 4 月 1 日の施行を待っていたというところでございます。そういった中で、昨年 6 月に I C C A T の保存管理措置を踏まえて、同じこの許可省令の別表 4 を改正することが行われたんですけども、この 6 月の改正によって整備省令の別表 4 の改正すべき箇所には号ずれが生じたというところでございます。このため、今回この整備省令を改正いたしまして、号ずれを改めるということを行いたいというふうに考えてございます。

こちらの省令につきましては、3 月の下旬に公布また施行を行いたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。初めに、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料10-1の準備をお願いいたします。

「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の数量変更に係る事後報告を行います。

1枚目のスライドになります。

こちら、令和7管理年度において、以下の1から6に掲げる事項に伴う数量変更については、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、管理年度が始まる前に水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき事後報告で対応させていただいているところです。

今回の報告は、下線を引きました1番の融通に伴う数量の変更、そして5番、これは小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型から大型へ転換するための国の枠組みである相互扶助漁獲支援事業に参加する漁業者に対するものとして行う不等量交換に伴う数量の変更についてです。

それでは個別の報告に入らせていただきます。

前回の水産政策審議会後に行われた数量変更を時系列で並べたものです。

最初が令和7年12月15日付で、相互扶助漁獲支援事業に参加する漁業者に対するものとして、長崎県で行われた小型魚から大型魚への不等量交換です。

下のスライドに移ります。こちらは2月19日に行われました都道府県間の融通の報告です。なお、③は、令和7管理年度に行われた3回目の都道府県融通を意味しています。

4ページに移ります。

令和7年度4回目の融通要望調査の結果、ここでお示しする融通が令和7年12月15日付で実現しました。小型魚と大型魚の大中小型まき網漁業、宮城県と新潟県・香川県の間の交換。また、下のスライドで示すとおり、大中小型まき網漁業から18都府県への譲渡が行われました。

次のスライドに移ります。今回の報告のラストとなります。

令和8年1月27日付で、令和7管理年度4回目となる都道府県間の融通が資料で示したとおり行われました。

下のスライドですね。こちらは結果として、「くろまぐろ（小型魚）」でこういった数量の変更が行われたのかということの一覧表となっています。三角が入ったり数字が入ったりしているところが変更のあったところだと見てもらえばと思います。

1 ページめくっていただいて、同じように「くろまぐろ（大型魚）」について数量変更の一覧を掲載しました。

次の7ページに参考としまして、令和7管理年度の漁獲の状況ということで、本年1月30日に公表しました令和7年12月31日時点の情報を掲載しています。

37ページに移っていただけますでしょうか。資料10-3となります。

今般、漁業法及び水産流通適正化法で新設された特別管理特定水産資源の陸揚港の指定につきまして報告いたします。

最初の諮問事項で少し触れましたとおり、クロマグロについては、大型魚は特に厳格な漁獲量管理を行う必要があるとして、特別管理特定水産資源というものに定めて、更に厳格な管理を行うことといたしました。その一環といたしまして、この特別管理特定水産資源を採捕する大臣許可漁業につきまして、特別管理特定水産資源の陸揚港を指定することで、適正かつ効果的な陸揚げ検査を行えるようにします。

告示の案は、漁業種類ごとに陸揚げ実績のある港を指定する考えの下で準備したものです。

現在、パブリック・コメントを実施中でして、頂いた意見を踏まえまして漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行と同様、令和8年4月1日に施行する予定としています。

38ページを開けていただけますでしょうか。

委員、特別委員の中で事前に資料を御覧になったときに、宮城県については、女川港、気仙沼港、仙台塩釜港を陸揚港として指定するとありまして、ここに石巻港が入っていないことを不思議に思われている方いらっしゃるかなと思ひまして、補足をさせていただきます。

石巻港につきましては、この制度の中においては仙台塩釜港の石巻港区という位置付けになっておりまして、告示案では仙台塩釜港を指定していることから、石巻港においても、くろまぐろ（大型魚）の陸揚げは可能です。ただ、腑に落ちない方はいっぱいいらっしゃると思いますので、仙台港においてこの特別管理特定水産資源の陸揚げが可能であるということは、関係団体等を通じて丁寧に周知をしてまいります。

報告は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 大分疲れてまいりまして、すみません訂正です。

正しくは石巻港での陸揚げが可能ですので、訂正をさせていただきます。ありがとうございました。

○山川分科会長 特に御質問等ございませんようでしたら、次、国の留保からの配分等について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料11をお願いいたします。

先ほどはクロマグロにつきまして、数量変更の事後報告したところです。この資料は、それ以外の特定水産資源の数量変更に係る事後報告を記載しております。

2 ページから個別具体の報告に入ります。

まず、報告しますのは、資源管理基本方針にあらかじめ定めたルールに則り行なわれた国の留保からの配分に伴う数量の変更です。「まいわし太平洋系群」につきまして、令和7年12月20日付けで国の留保から北海道に追加配分を行いました。

次に、「まさば及びごまさば太平洋系群」につきまして、令和7年12月15日付け、また令和8年1月28日付けで、それぞれ国の留保から沖合底びき網漁業に追加配分を行いました。

次のページに移ります。

2 番目として、令和6管理年度の暫定ルールに則って行ったTACの変更を報告します。「まさば及びごまさば対馬暖流系群」につきまして、令和7年12月24日付けで表に示した数量の変更が行われたところです。

続きましては、関係者合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更です。まず、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」で令和8年1月23日付けで国からの留保からの追加配分が行われました。また、同じ1月23日には、「まいわし対馬暖流系群」について、同様に国の留保からの追加配分が関係者合意による数量を用いて行われました。

ページをめくります。最後となります。

こちらは融通に伴う数量の変更ということ、「するめいか」につきまして、令和7年12月25日付けで、表に掲げた融通が、また令和8年1月9日付けで長崎県と大中型まき網漁

業の間で融通が行われたことを報告いたします。

事務局からの報告は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、「その他」に移りたいと思います。

委員の皆様から何かその他で御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

では、特にないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内よろしく願いいたします。

○漁獲監理官 次回の資源管理分科会につきましては、3月に開催予定でございます。詳細については追ってお知らせいたします。

以上です。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

非常に長時間にわたり審議していただきまして大変お疲れさまでした。ありがとうございました。